

常任福祉文教委員会要点記録

○開会日時 令和6年3月11日(月)午前10時

○場 所 伊東市役所第1委員会室

○出席委員 6名

1 番 宮 崎 雅 薫 君	2 番 河 島 紀美恵 君
3 番 大 川 勝 弘 君	4 番 篠 原 峰 子 君
5 番 杉 本 憲 也 君	6 番 重 岡 秀 子 君

○出席議員 5名

議 長 中 島 弘 道 君	議 員 犬 飼 このり 君
議 員 村 上 祥 平 君	〃 田久保 眞 紀 君
〃 長 沢 正 君	

○説明のため出席した者 12名

副 市 長 岸 弘 美 君	
健 康 福 祉 部 長 松 下 義 己 君	
健康福祉部社会福祉課長 石 川 秀 大 君	
同 高 齢 者 福 祉 課 長 齋 藤 修 君	
同 子 育 て 支 援 課 長 石 井 弘 樹 君	
同 健 康 推 進 課 長 大 川 貴 生 君	
教 育 長 高 橋 雄 幸 君	
教育委員会事務局教育部長 浜 野 義 則 君	
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長 杉 山 宏 生 君	
同 教 育 指 導 課 長 関 野 耕 一 君	
同 幼 児 教 育 課 長 鈴 木 慎 一 君	
同 生 涯 学 習 課 長 山 下 匡 弘 君	

○出席議会事務局職員 3名

局 長 富 岡 勝 係 長 福 王 雅 士	
主 事 野 中 みず季	

○会議に付した事件

- 1 市議第47号 伊東市介護保険条例の一部を改正する条例
- 2 市議第48号 伊東市婦人相談員設置条例を廃止する条例
- 3 市議第67号 令和6年度伊東市介護保険事業特別会計予算

- 4 市議第69号 令和6年度伊東市病院事業会計予算
- 5 市議第62号 令和6年度伊東市一般会計予算歳出所管部分
- 6 令和6年度における常任福祉文教委員会所管事務調査の継続調査について

○会議の経過概要

○委員長（篠原峰子君）ただいまから常任福祉文教委員会を開会する。

○委員長（篠原峰子君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）異議なしと認め、さよう決定した。

○委員長（篠原峰子君）この際、申し上げる。審査に当たり、議題に対する質疑は簡潔に、議題から外れないようにお願いします。あわせて、審査の進行が円滑に進むよう、具体的に何ページの何の事業についてなどの一言を添えていただくよう、協力をお願いします。

○委員長（篠原峰子君）日程第1、市議第47号 伊東市介護保険条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○5番（杉本憲也君）議案参考書19ページの予定収納率に関して伺う。保険料算定では最初から未納が予定されている。介護保険法第129条で市町村は介護保険に要する費用に充てるため、保険料を徴収せよと定められており、本来保険料の支払いは義務化されている。今回の計算では1.5%の未納が予定されているが、その要因は具体的にどのようなものなのか。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）介護保険料の未納であるが、年金天引きである特別徴収は収納率100%として取り扱うため、納付書により収納する普通徴収で発生する。未納の要因は、普通徴収は原則として年金額が18万円未満である方のため、低所得で納付困難となる方が一定数いるほか、死亡や転出後、行き先不明となる方がいることによる。また、転入時や65歳到達時にはどちらも一定期間普通徴収となり、納め忘れの原因となることから、特に綿密に納付指導を行っている。

○5番（杉本憲也君）納付指導を行っているとのことであるが、徴収は具体的にどのように進めていく取組をされているか。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）徴収に関してであるが、配置職員は、保険料担当2人、会計年

度任用職員1人を配置し、通常の督促状及び催告書の送付に加え、電話、臨戸による納付相談、また、個々の状況に応じ分納などの対応を行い、できる限り滞納を減らしている。

- 5番（杉本憲也君）納められない方もいると思うが、減免制度を使うと未納として取り扱われるのか。収納率が下がる、この1.5%に含まれるのかどうか。
- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）介護保険料が減免された場合は、調定自体が落とされるので、未納としては取り扱われない。
- 5番（杉本憲也君）減免制度を利用されれば、入ってくる額自体は減るかと思うが、予定収納率自体は上がると思う。今回の予定収納率も含め、減免状況に鑑み、減免の総額は大体幾らぐらいを見込み、1.5%からどれぐらい外れると見込んでいるのか。また、その金額は保険料収納必要額に示されている金額のどのくらいの割合を見込んでいるのか。
- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）介護保険料の減免であるが、前年に対し、著しい収入減少、災害による資産の減少があった方を対象としており、年度により幅が出るため、一概に見込めない。例えば令和5年では、現時点で、収入減少によるもの7件、火災による資産の減少2件で、49万7,090円の減免となっており、保険料収納の必要額に対しおおむね0.03%の割合となる。
- 5番（杉本憲也君）状況はよく分かった。減免制度が活用され、予定収納率で最初から取れない数字が出てくると、市民としては真面目に払っている人ほどなぜだという気持ちになりかねないので、この点についてはお願いしたい。

減免手続は全員が全員できているわけではないものと見受けるが、減免手続もできず、未納となる方に対しての福祉のケア等はきちんとできているのか。

- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）介護保険料の減免は、原則として、著しい収入減少、災害による資産の減少などある程度イレギュラーな状況に対するものなので、そのような要件に合致せず、しかしながら、経済的困難により滞納されている方は分納などの相談も受け付けているが、場合により生活保護の対象となる。もう一つ、介護保険の境界層措置という、生活保護にまで至らないように施設入所時の負担額や介護保険料の減額が行われるなどの対応も行っている。
- 5番（杉本憲也君）この点も、高齢者福祉課と社会福祉課との連携が大事になると思うので、取りこぼしによって必要なことができないようなことがないようお願いしたい。

予定収納率の割戻しに関して、議場でも質疑があったが、実際に割戻しをせず、各自治体で裁量がある旨の答弁もあったかと思うが、予定収納率を割り戻さない算出方法は物理的に可能なのか。

- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）介護保険料の算定に際し、介護保険法施行令第1号被保険者の予定収納率を除する取扱いに当たって「するものとする」という用語を使っているが、「す

る」という場合より、強制的な考えが少ない、弱いという解釈があるのはたしかである。しかし、保険料率の算定に当たり、現実的に死亡や支払い困難等により保険料の未収が発生する状況において、予定収納率を計算に入れなかった場合、結果として保険料収納額が足りず、事業費への充当に穴が開くこととなり、最終的には何らかの形で保険料を充当することになるため、予定収納率で除さない合理的理由がないものと考えている。しかしながら、保険料額に影響を及ぼすものなので、本市では、滞納者に対しては綿密な納付指導を行い、滞納が累積しないよう、引き続き保険料徴収業務をきめ細かにを行い、保険料収納率の向上に努めたい。

なお、参考として、保険料不足や給付費の増加など見込みを上回ることで事業会計に不足が生じる場合、財政安定化基金から貸付けが行われる場合がある。その際、収納率の下限は、省令を伊東市の被保険者人口に当てはめ92%と定められている。

- 5番（杉本憲也君）物理的には恐らく「するものとする」というのが令和4年3月定例会の私の質疑に対する答えで、合理的な理由があればしないことも可能というのが市の公式見解になっているので、合理的な理由について御説明いただいたかと思うが、保険料の取りっぱぐれにより、かなりの損害が発生する。1. 5%の予定収納率は、保険料収納必要額でいえば、割り戻すことにより、どれぐらい割り戻さないときとの差が生じるのか。
- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）概算となるが、月額基準額に対する影響として80円程度差が生じると考えられる。
- 5番（杉本憲也君）80円は1人当たりなのか。全体ではどれくらい差が生じるおそれがあるのか。
- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）80円は1人当たりであるが、全体でいえば次期計画期間で8,800万円程度の影響となる。
- 5番（杉本憲也君）8,800万円は少なくない金額である。市民からすれば、予定収納率が出ることにより、不公平を感じることになるので、徴収できるところからはしっかり徴収し、減免する必要がある方はしっかり減免していただき、公平性をしっかり担保した運営をお願いしたい。
- 6番（重岡秀子君）今の杉本委員の質疑は19ページの算定イメージの中の予定収納率である。そのページでもう少し伺いたい。議場での説明で、④第2号被保険者（40～64歳）保険料として27%ぐらい頂いている。③国・県・市の負担金、交付金もあるが、市から介護保険料の通知と同時にもらった分かりやすい介護保険料というパンフレットによれば、公費は全体の50%ぐらいに読める。国、県、市の負担金の割合は、多分国が半分ぐらいと思うが、その辺の割合はどうなのか。③の内訳を教えてほしい。
- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）国・県・市の負担金の割合であるが、保険給付費と介護予防・

日常生活支援総合事業費、包括的支援事業・任意事業費で分かれている。

保険給付費は、国は、居宅介護サービスに当たる部分25%、施設介護サービス費に当たる部分が20%、逆に県は、居宅介護サービスに当たる部分は12.5%、施設介護サービス費に当たる部分は17.5%、市が12.5%、締めて50%である。

介護予防・日常生活支援総合事業費は、地域支援事業の中の介護予防事業、訪問型サービスに当たる部分であるが、国が25%、県が12.5%、市が12.5%、こちらも締めて50%である。

包括的支援事業・任意事業は地域包括支援センターの運営とかに当たる部分は、第2号被保険者である40歳から65歳の保険料が入っていないので、その27%分が国、県、市の負担金に入り、国が38.5%、県と市が19.25%なので、締めて77%という負担割合である。

事業により、負担割合がそれぞれ異なるので複雑となる点は了承願いたい。

- 6番（重岡秀子君）分かった。市民向けの説明によると、65歳以上の保険料が23%、40歳から64歳が27%であるが、保険料全体の国民負担は大体5割、あとの半分が公費と考える。多少複雑ではあるが、約半分は国が出すという認識でよいのではないか。介護保険料算定に当たっての基本的な考え方の中で、⑤保険給付支払準備基金取崩額には何か基準はあるか。これはかなり市、町の裁量となるのか。
- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）介護保険の保険給付支払準備基金に規定はない。委員の見込みどおりで、ある程度市の裁量に任されているので、原則保険料に充当することで保険料の負担を減らしていくこととなる。もう一つの機能は、給付費の急激な増や保険料の急激な上昇を防ぐという意味でも、ある程度基金が積み上げられていることが介護保険事業の安定的な運営に望ましいと考えているので、どの程度崩すか、どの程度基金が積み上げられているかは、バランスを考えて、市で判断している。
- 6番（重岡秀子君）分かった。6 介護保険料算定に当たっての基本的な考え方のところであるが、(2) 保険料段階の細分化が今回の非常に特徴的な、値上げであるが14段階とすることにより、境目の人の負担を減らそうとする意図はよく分かる。国の法律改正によるものなので、14段階が国の基本的な考えと思うが、伊東市は今現在11段階、9段階の町もあると聞いている。14段階としたのは市の考えなのか、国から指導があったのか、伺いたい。
- 高齢者福祉課長（齋藤 修君）今回14段階とした一番大きな要因は、介護保険法施行令で国が標準の介護保険料段階を13段階に細分化したことにある。これ以上少なくともはできないので、最低でも13段階となる。その上で、伊東市は、介護保険施行令第39条にある市の裁量でさらに1段階増やしたものである。なぜかといえば、国では最終の13段階目が所得720万円

以上となっているが、伊東市では今まで11段階目で1,000万円以上としていたので、今回、720万円から1,000万円まで1段階、その後の1,000万円以上でもう1段階とし、国の720万円以上の第13段階を2つに細分化し、市の裁量で13段階から14段階に増やしたものである。

- **6番**（重岡秀子君）分かった。(3) 低所得者への配慮は、14段階の所得と金額で見れば、基準の5段階は前回の改定から比べると300円ぐらいのアップであるが、第1段階から第4段階の中においては、今回、逆に保険料が下がっているものもあり、非常に苦労されたと思う。値上げは値上げだけれども、低所得者に対しては逆に少しでも下げるという考えが読み取れるが、その根拠として、12ページの2 改正の概要の(2)で、令第39条第6項及び第7項に基づく保険料の減額賦課が行われている第2段階及び第3段階保険料の年額の改正とある。20ページの第2段階、第3段階の人たちは普通の計算よりさらに安くしていると読み取れるが、なぜ「第2段階及び第3段階」と書いてあるのか、第1段階は別の基準なのか。
- **高齢者福祉課長**（齋藤 修君）保険料減額賦課は、第1段階についても公費による軽減措置は行われているが、介護保険の基準額の値上げ、介護保険料率の改定、減額賦課の額が変わったことで、第1段階の軽減前、軽減後の年額保険料は最終的に全く変わらない額、2万520円となるので、改定はしないが、減額措置は引き続き行うものである。
- **委員長**（篠原峰子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- **委員長**（篠原峰子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

- **6番**（重岡秀子君）それぞれの説明で、市で裁量がある箇所は非常にきめ細かく配慮され、値上げではあるが、極力その影響が少なくなるような当局の努力は評価できる。物価高の中、保険料は、65歳の人にとっては年金天引きとなり、年金が減ってしまう現実がある。また、介護保険料という仕組みそのものが、高齢化率の上昇により、介護サービスを使えば使うほどその町では値上げとなる宿命的なというか、根本的な問題を持っている。このようなときこそ、国に対し、補助金を入れ、値上げを抑えるよう求めたい。一方、今年から訪問介護の報酬が減ってしまい、市内のヘルパーも辞める人が多く、介護事業者は人手不足で非常に困っている。そのため、介護保険料が上がっても、訪問介護を1回減らされたり、買物支援を頼んでも、1週間に2回が1回になったような人もおり、介護サービス自体が値上げの陰で減っている。また、国が現在検討中であるが、利用料は原則1割負担であるが、収入の高い人は2割負担であり、2割になる人の幅が広がるのではないか。介護保険料だけではない、それら全ての問題から、市の対応は非常に評価できるが、介護保険料の値上げの条例には反対したい。

○委員長（篠原峰子君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第47号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（篠原峰子君）挙手多数である。よって、さよう決定した。

○委員長（篠原峰子君）日程第2、市議第48号 伊東市婦人相談員設置条例を廃止する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○6番（重岡秀子君）本会議場で四宮議員が質疑したが、そのときの部長の答弁で、今までは外部の人に婦人相談員を委嘱できるということだったが、法律が変わったことで職員を置くことが努力義務になったということで、本市としては、今までも努力義務の部分を実質的には果たしていたので、結局、条例の削除だけだという説明があったと思うが、外部の方に委嘱できるということで、伊東市としては、今は会計年度任用職員であるが、それまでは臨時職員を充てられていたと思うが、その辺のことはいかがか。

○社会福祉課長（石川秀大君）令和2年度から会計年度任用職員として採用していた。それまでは委嘱という形で外部の方をお願いしていた。主に教員のOBとか社会福祉士の資格などを持っている方などもいたということでやっていた。

○6番（重岡秀子君）分かった。昭和31年の売春防止法しか根拠的なものがなくて、その後、夫の暴力、暴力防止法案みたいなものがあつたが、非常に根拠となる法律が弱かったということがあつた中で、でも、結局、売春防止法に絡まないが、女の人が暴力とかストーカーとか、そういう問題がいっぱいあつた中で伊東市としては置いてきたということが理解できたが、この条例に直接ではないが、今、扱われている婦人相談員のところに持ち込まれる内容はどのようなことが多いのか。

○社会福祉課長（石川秀大君）相談の内容になろうかと思うが、夫からの暴力、住基支援などの手続支援、離婚の問題の相談が多くなっている。

○6番（重岡秀子君）分かった。そういうことは名称が変わっても変わらないことだと思うが、勤務時間とか、1人ということであるが、2人体制で交代だったりしたが、今までどのような勤務体制で、これが変わってもそれは変わらないのか、もう1回、その辺のことを教えてほしい。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）女性相談支援員としては会計年度任用職員を1人ということで予定している。ただ、これまで同様に正規職員も兼務でやっている状況になるので、今まで婦人相談員が対応できない場合については正職員が対応するという形でこれまで対応している。

○**委員長**（篠原峰子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（篠原峰子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（篠原峰子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第48号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○**委員長**（篠原峰子君）挙手全員である。さよう決定した。

○**委員長**（篠原峰子君）日程第3、市議第67号 令和6年度伊東市介護保険事業特別会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○**5番**（杉本憲也君）予算案説明書その2で質疑をする。まずは総括的な部分で、3ページ、保険給付費を中心に伺う。介護保険事業そのものが介護サービス事業所の協力がなければ市民サービスを向上できないことであるという、ある意味特殊性があり、その原資は何かというと、この保険給付費という形になってくるかと思う。この保険給付費については本当に事業者の売上げに直結するものになり、かといって自由に決められるわけでもなく国の指針があったりするが、昨今の物価高騰とか、介護従事者の方の低賃金の問題解決というのは本当に社会的な問題になって、この対応が市にも求められてくるが、市として、次年度の介護保険事業特別会計の予算を執行する上で、どのようにこうした物価高騰対策とか介護従事者の低賃金の問題解消の取組とかへの支援策を講じていくつもりなのかについて伺う。

○**高齢者福祉課長**（齋藤 修君）介護保険サービス事業者にとっては、昨今の物価高騰、低賃金の問題等運営に苦慮されているところは本市でも承っているところである。しかし、介護報酬については、厚生労働省から告示されているものであることから、本市での直接的な対応は難しいところではあるが、令和6年度から介護職員処遇改善、経営基盤の強化などを目的とした介護報酬のプラス改定については保険給付費の積算においても見込んでいる。また、予算面ということではないが、介護事業所の提出書類、ケアプラン等のICT化、こういったことにつ

いては、引き続き、支援やこちらでの改善を行い、少しでも介護事業者の負担を減らしていきけるよう進めているところである。

○5番（杉本憲也君）予算に出てこない部分における支援というところで、ICT化は本当に大切であるが、ほかの自治体とかでは物価高騰対策ということで各事業者に対して助成を行ったり、伊東市でも、この事業ではないが、各コミュニティセンターに物価高騰分を上乗せしたりという形をするが、今年度、次年度予算を策定するに当たって、そういった支援策についての議論はされたのか。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）物価高騰に対する支援であるが、介護事業者に対しては、県のほうで介護事業者に対して支援金という形で支給されているところで、それは令和4年度、令和5年度についても行われている。こちらについては、県のほうで行われているということで、現状、こちらでは行っていないが、物価状況や、そういったところの状況は伺って、また県の情報なども伺いながら考えていきたいと思っている。

○5番（杉本憲也君）県の事業として行われているということの中でも、まだそこでも不十分なところもあるので、市として本当に寄り添った形でスピード感を持って受け答えをしていただけると大変助かるので、よろしくお願いします。

もう1点、大綱質疑等で、次年度はより一層、介護予防に力を入れていくということが示されたかと思うが、介護予防、要支援とか要介護状態にならないためには、身体機能の低下をどう防ぐかとか、認知機能の低下をどう防ぐかということがポイントになるかと思うが、本市として、これまでの取組の実績や様々な昨今の研究結果等の情報分析を通じて、身体機能の低下とか認知機能の低下を防ぐために何が有効であると考えて、また、こうした有効策を次年度の事業の中にどのように工夫して落とし込んだのかという点について伺う。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）昨今、要介護者の中重度化も進んできており、そもそも要介護状態にならない、それから重度化の防止ということが非常に重要になってきた。これは団塊の世代が75歳になったことも踏まえて、先ほど来、話があった保険給付費の増加に対する施策としても考えていかなければならないことだと思っている。

その中で、まず、介護予防の分野では、介護予防普及啓発事業というところで、今まで介護予防教室というものを行ってきた。それから地域介護予防活動支援事業という中で健康体操クラブというものを行っていた。こちらについて介護予防教室は引き続き行って、介護予防への意識を高めていくことは大事であるが、地域介護予防活動支援事業の中で健康体操クラブを実施しているが、そういったものへの移行を行っていく、そういうことで運動習慣をできる限りつけていく。例えばデイサービスなどは、要支援の方などは週1回程度の通いになっているが、そういうことではなく毎日の運動習慣をつけていくことが重要だと思うので、そういった形で

事業費にめり張りをつけて予算化したところがある。

それから、認知症施策という点では、チームオレンジというもので、今までの認知症サポーターを一步進めて地域で認知症の方を見守って、支援していくという体制を各圏域で取っていくところであるが、そういったことをさらに活性化させていく。それから、これは国の大綱などでも示されていることであるが、認知症の方本人やその家族の声を聞いていくことは非常に重要だとされている。このことから、いわゆる本人ミーティングの開催、こういったものを積極的に行う中で、認知症地域支援推進事業の中でも認知症地域支援推進員の活動量の増加を見込んで予算を増額している。

それから、生活支援体制整備事業があるが、こちらは地域の高齢者の方の生活を支援し、あわせて元気な高齢者の方にサポーターとして活躍していただくという事業であるが、これについても、今までもなかなか利用しない人とサポーターの方のマッチングが課題であったことから、今まで市全体を統括する第1層のコーディネーター、それから圏域ごとに配置して圏域の地域資源の発掘、それから課題などを抽出する第2層のコーディネーターを置いていたが、さらに地域に密着して活動を行っている単位での第3層の生活支援コーディネーターを配置して、できる限り、そういった方の取りこぼしがないように進めていきたいということで、そういった形で今回の予算化に当たっても考慮したところである。

○5番（杉本憲也君）かなりきめ細かに事業を展開していくというところで、予算書だけでは見えない部分も説明いただいたが、そうすると、私が1点、気になるのは、これまでの議会の議論の中でも、人員、スタッフが足りないというところがかなり大きな課題で、今回も次年度、かなり多くの新規事業の工夫をされる中で、本当に高齢者福祉課だけで足りるのかというところがある。そうした中で、この予算を最大限効率的に活用するのは、全課的に連携を図っていくというところの中では、厚生労働省も令和4年3月に介護予防マニュアルの第4版で、介護予防にとって大切なことで、先ほど答弁にもあったように、運動機能の向上とか低栄養改善とか口腔機能の向上などを挙げているが、これはまさに健康推進事業ともかなりリンクするところになるのではないかと思うが、限られた人員、限られた予算の中で最大限パフォーマンスを発揮するに当たって、こうした介護予防に係る健康推進に関する健康推進課と高齢者福祉課とのコラボ状況、リンクしている状況についてはどのように考えているか。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）健康推進課との連携の状況は、委員言われるとおり、介護予防、健康推進の部分との連携はこれから非常に重要になっていくというところで、本市では、介護予防と保健事業の一体的実施事業ということで、例えば高齢者福祉課では通いの場、介護予防教室などを活用してポピュレーションアプローチ、ある程度、不特定多数に介護予防を広めていくというところ、それと併せて健康推進課のほうでは、これまでの特定保健指導などを行っ

ているところであるので、ハイリスクアプローチといって、やや身体的に不安がある、これから重度化にならないようにする方に対して個別にアプローチを行っていくという一体的な事業をそれぞれの課が連携して行っているところである。ひとまず、現状、対島地域でモデル的に進めているところであるが、これを全市的に進めていくことで、一つはフレイル対策、もう一つは中重度化の予防、今、これらが大変喫緊の課題となっているので、これを連携して進めていきたいと考えている。

- **5番** (杉本憲也君) 今答えていただいたが、限られた資源を最大限使うというところで、例として健康推進課と高齢者福祉課を挙げたが、こういった部分はそれぞれ担当されている課だけだとなかなか見えにくい部分があって、全体を見通せる企画部門とか、副市長をはじめ多くの皆さんで整理していただいて、効率化できるところはしっかりと効率化を図った中で、よりパフォーマンスを発揮していただきたい。

最後に、その3の8ページの見守り・配食サービスに関して、これまでの事業効果や事業評価、例えば高齢者の方の実際の救助につながったとか、残念ではあるが、孤独死の方の発見につながったという事業効果や事業評価について何うとともに、この事業が減額、なかなか利用が減ってきてなどという話も確かに聞いたと思うが、具体的に使いにくいところがあったり、そういった部分もあるのではないかと思うが、その点についてはどのように考えているか。

- **高齢者福祉課長** (齋藤 修君) まず、見守り・配食サービスの事業効果は、幸いなことに、ここ二、三年、あまりイレギュラーなケースは発生していなくて、そこはそれでいいのかなと思っているが、これまでの実績としては、やはり体調不良の方を発見して通院とか介護ケアにつながったとか、残念ながら、孤独死されている方を見つけたというケースもあったので、独居などの高齢者世帯の安全、安心が得られているものと考えている。事業の減額要因については、利用者に対して、ほかのサービス、介護サービスによる保護、家族などによる援助など、見守りの状況を以前よりさらに精査してアセスメントを行って、配食の見守りの必要性を検討した結果の今年度の実績も踏まえての減額となっているので、利用量減というよりは、よりいろいろな形で見守りが入っているかどうか、そういったところを検討した上での減額ということになっている。

- **5番** (杉本憲也君) 今説明があったとおり、いろいろな部分で効率化を図った中での減額ということであるが、物価高騰で相対的にかなり貧困化が進んでいく中で、使いたくても使えないという方に対しての何か工夫とか、金銭的な部分でなかなか厳しいという方に対する方法とかについてはいかがか。

- **高齢者福祉課長** (齋藤 修君) 見守り・配食サービス自体、比較的低廉で、特に低所得の方に

も使われていると思うが、このサービスだけでは、どうしても食事の全てを賄えるわけではないと思うので、そういったところについては、例えば地域ケア会議なども通じながら、先ほど申し上げた生活保護や各種の保護制度といったものを案内して、できる限り生活の安全につなげていきたいと考えている。あとは例えばフードバンクというものも最近行われているので、そういったものの紹介などもさせていただいている。

- **5番**（杉本憲也君）配食サービスとか、いろいろなフォロー、ケアをされているとのことであるが、本人からすると、誰もが使いたいというわけでもなくて、これを使うことが恥ずかしいとか情けないという形で使用をかなりちゅうちょされる方もいると思うが、プライバシーの問題である。そこにも注視していただきたいと思うが、こういったプライバシーの配慮とかについての取組はどうなっているか。
- **高齢者福祉課長**（齋藤 修君）そういったものへの対応については、当然、市の機関としては、個人情報の保護については注意を払っているし、その中でほかの機関も入ってくるところであるが、そういった中で、例えば個人の方の情報を漏らしてしまうとか、そういったところについては注意させていただいて、その方の個人情報がみだりにほかの方に漏れないように注意を払わせていただいているところである。
- **5番**（杉本憲也君）個人情報保護というところは最低限守るところで当然であるが、それが逆に行き過ぎてしまうと、必要な支援ができなかったりという部分があるので、本人に寄り添っていただきながら、取組をお願いしたい。
- **6番**（重岡秀子君）5から7ページ辺りで聞きたいが、歳入は先ほどの条例改正で保険料の改正を反映したものだと思うが、歳入の見方が分からないところがある。保険料があって、3国庫支出金があり、次のページへ行って、今回の支払基金交付金というかなり大きな金額があるが、その支払基金交付金の位置づけはどのようなものなのか。
- **高齢者福祉課長**（齋藤 修君）支払基金交付金については、先ほど条例改正のところでも話が出た、いわゆる第2号被保険者の保険料に当たるもの、つまり40歳から65歳の方の保険料がここに充てられているものになっている。
- **6番**（重岡秀子君）これも結構高額なものだということが分かったが、次に、11ページ、12ページで、ここに先ほどの条例の審議の中に絡む繰入金の4 低所得者保険料軽減繰入金で、これも改定によって、今度、前年より611万3,000円、これが第2段階とか第3段階に絡むものなのかということでもいいのかと、その下に基金繰入金があり、これが昨年よりは少なくなっている。これはさっき説明があった保険料の改定の直前の前年には赤字になって、ここから補填したという考えでいいか。
- **高齢者福祉課長**（齋藤 修君）まず、11ページの低所得者保険料軽減繰入金は、見込みのと

おりで、第1段階から第3段階までの軽減繰入金の市負担分を繰り入れるものとなっている。次に、保険給付支払準備基金繰入金についても委員見込みのとおりで、今年度は計画の最後の年度で一番保険料が不足する年であるので、一番基金の取崩しが大きい年で、次の年は計画の最初の年度なので、計画の中で一番給付費が少なく、かつ保険料についても改定しているので、取崩しについては比較年次より少なくなっている。

- **6番**（重岡秀子君）歳入は大体分かったが、高齢者福祉を一般会計のほうで見ていて分からなかったのも、一つ、杉本委員の質疑とも絡むが、今、地域で高齢者の居場所みたいなものが全市的にいろいろあるが、それは一般会計のほうか。
- **高齢者福祉課長**（齋藤 修君）高齢者の居場所事業、いわゆる通いの場であるが、こちらは介護保険事業特別会計の第3款の地域支援事業の中で、地域介護予防活動支援事業で実施している。
- **3番**（大川勝弘君）1点だけ確認させてもらいたい、その2の46ページの家族介護継続支援事業の中で、在宅介護家族慰労温泉券支給事業と家族慰労マッサージ券支給事業は、議場で聞き切れなかったのも、内容がいまいち分からなかったのも、どのぐらいの規模で何世帯ぐらいの事業なのか、まず、そのあたりを確認する。
- **高齢者福祉課長**（齋藤 修君）在宅介護支援については、基本的には重度要介護者を介護する方に対して支援金、温泉券、マッサージ券などを支給することで精神的や経済的な負担の軽減を図るというものになっており、こちらは基本的には重度と申し上げたが、要介護4または5の市民税非課税世帯の高齢者の方を在宅で常時介護している家族の方に対してのものである。人数についてはおおむね60人ぐらいで、配付枚数でいうと、例年500枚ぐらいの配付である。事業の概要は以上である。
- **3番**（大川勝弘君）これは市独自の取組なのか、県とか国の指導の中で各自自治体が行っているのか、そのあたりも確認する。
- **高齢者福祉課長**（齋藤 修君）こちらについては、介護保険事業特別会計の中の任意事業で行っているのも、任意ということで、ある程度、市の裁量で行っているところである。ただし、全くの市独自ではなくて、今、申し上げた特別会計の中でやっているのも、国・県の負担金が入って実施しているところである。
- **3番**（大川勝弘君）そうすると、その中で要介護4、5というのは市独自の決めでよいのか。少し言い方は悪いかもしれないが、最終的には介護保険を使ったほうがお得みたいなよりは、大家族で支え合うというほうがこれから必要になってくる事業ではないかと思う中で、この条件の要介護4、5は市で決めているのか、もう少し市の裁量で変更できるのか、そのあたりをお聞かせいただきたい。

○高齢者福祉課長（齋藤 修君）家族介護支援の関係であるが、実は介護保険事業特別会計の中でやることについては、国のほうで今後あまり進めていきたくない、言ってしまうと市の単独でやってほしいという意向が示されているところであるので、今から例えば条件を緩和するのは難しい。その場合、本当に市の単独でやるということで、今、伊東市でできているのは、実のところ、これまでもやっていて、経過措置的には、まだ特別会計の中でやってもいいという形で国からはお墨つきをいただいているが、例えばこれを拡大するとか、そういったことは現状の枠内でやっている限りは難しいと考えている。

○委員長（篠原峰子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

○6番（重岡秀子君）私は先ほど介護保険の条例には反対したが、介護保険事業全体の会計なので、重要な支出もいっぱいあるので、これには賛成する。少し矛盾しているかもしれないが、賛成したいと思う。

○委員長（篠原峰子君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第67号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（篠原峰子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（篠原峰子君）10分間ほど休憩する。

午前10時58分休憩

午前11時 7分再開

○委員長（篠原峰子君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○委員長（篠原峰子君）日程第4、市議第69号 令和6年度伊東市病院事業会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○6番（重岡秀子君）19ページ、20ページ、収益的収入及び支出の収入で、他会計負担金の

中に医療施設設置等基金取崩額として5,800万円ある。これは医療機器などへの支援ということで、MRIとか大きなものを買うときには伊東市が出すというのがあるが、2,000万円という表記もどこかにあったので、この基金取崩額5,800万円の内訳を伺う。

○**健康推進課長**（大川貴生君）基金取崩額5,800万円の内訳は、医療従事者確保対策事業交付金に当たるものが2,000万円で、医療従事者の就労支援事業に1,800万円で、あと2,000万円は、先ほど話のあった医療機器の整備等負担金に2,000万円である。

○**6番**（重岡秀子君）承知した。最初の2,000万円と1,800万円、看護師の奨学金とかいろいろなことがあると思うが、もう少し詳しく説明をいただきたい。

○**健康推進課長**（大川貴生君）医療従事者確保対策事業交付金として、まず看護師や助産師を対象とした奨学金返金事業に充てるもので1,000万円、あとは保育所運営の経費に充てるもので1,000万円。もう一つが医療従事者の就労支援事業ということで、医師の確保に充てるのが1,800万円という形になっている。

○**6番**（重岡秀子君）医師の確保というのは、ある年度とない年度があるのではないか。これは3人ということか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）医療従事者就労支援事業は、市内に住民票を置いた場合は1人につき900万円と設定されているので、対象としては2人の医師確保を予定している。

○**6番**（重岡秀子君）承知した。もし分かったら、今、何科の医師を求めているという具体的なことを教えてほしい。

○**健康推進課長**（大川貴生君）この医療従事者就労支援事業は、確保が困難な診療科を対象にしている。内科の中でも呼吸器や腎臓や消化器、内分泌代謝内科、循環器内科、外科の中でも消化器外科、脳神経外科、整形外科、産婦人科、麻酔科、救急科、病理などの診療科について対象としている。この診療科の選定に当たっては、病院と協議しながら毎年度設定しているが、令和6年度は、今のところ5年度と同じ診療科で締結して進めていく予定である。

○**6番**（重岡秀子君）ほとんどの科を言われたが、今、焦点に絞っているのはどこか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）この中でもということであるが、病院としては、常に確保が難しい診療科ということで動いている。これまでは、特に産婦人科のドクターを招聘する際に、この交付金を利用して確保した経緯がある。我々のほうとしても、予算を認めていただいた際には、活用していただけるような形で病院のほうと連携していきたいと考えている。

○**6番**（重岡秀子君）承知した。では、どこか2つに絞っているのではなくて、幾つかの科の中で可能性を追求しているという理解でよいか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）こちらで今、全ての科目は網羅されていないが、ある程度厳選した中で医師の確保を進めているという取組である。

○5番（杉本憲也君）その3の1ページ、業務量に関して伺う。議場での質疑の答弁が分かりにくかったので確認したい。ここに一般病床250床と明確に書いてある。それは令和4年度も同じだが、これはベッドが250個置いてあれば、その250床が稼働できるだけの人員体制を整えていなくてもいいということか。そうなってしまうと、そもそも病院収支を考えた中で250床稼働できる状態にしておかないと、収支が大変だということでここを設定したと思う。その分、診療報酬が減ってしまうと、病院の運営予算上、収支に問題が生じかねないと考える。この点について伺いたい。

○健康推進課長（大川貴生君）一般病床の250床については、医療法に基づいて静岡県知事の許可を受けた許可病床数になっており、全ての病床を常に稼働する職員を確保することを求めているものではない。

なお、入院診療収入については指定管理者の収入となるので、病院事業会計の収入ではないが、指定管理者の収支においては、入院診療収入と配置される看護師等の人件費が影響すること、さらには看護師の配置基準により、こちらは1日平均患者数に対して看護師数が算出されることから、入院患者数を想定して必要な看護師を配置するように取り組んでいる状況である。

仮に250床を常に受け入れる職員数を配置したものの、実際には180人程度の入院となった場合、人件費が経営的に負担になる。しかしながら、経営を優先して看護師の配置数をぎりぎりまで落としてしまうと、今度は看護師の業務負担が増加するので、このバランスを図ることがとても難しく、常に意識しながら運営していると聞いている。

○5番（杉本憲也君）今の説明だと、上限が250床だからそれ以下でもというような話かと思うが、指定管理をして250床の運営を任せている中で、契約の内容で250床の受入れを可能とする人員体制を整えているから任せていると私は認識している。市民の皆さんの多くもそういうふうに認識されているが、契約上、そういったことは条件になっていないのか。

○健康推進課長（大川貴生君）協定書の中では250床の運営をということでやっていただいている。250床全ての入院を常に受け入れるということは、診療科ごとの割り振りとか、男女を同室にしないというのも含めて、250床全てを満たすのは現実的にはあり得ないところがあるが、250床の病院を運営するという形での協定になっている。

○5番（杉本憲也君）そうすると、250床を可能とするようにということだが、現状は運用できない人員体制になっている。それはいろいろな事情があって、全国的にもそうだと思う。理由は一定程度分かるが、契約上、運営をお任せするという行政処分をするに当たって、そういう条件を当然含んだ中でやっているとなると、やはり市の監督としてどうかというのがある。市民としても、これはルールと違うのではないかということだし、この解消をどうしていくかというところがある。そもそもでいえば、こういうところはずっと長年そうなのかな

という点もある。250床の運用ができなくなってしまったのは今に始まった話ではなくて、過去ずっとそういう状況か。

- 健康推進課長**（大川貴生君）コロナ禍前までは、実際に稼働として受入れできる体制が整えられていたが、コロナがあってコロナ病棟を確保して、50床休床が起きたりということで、コロナ禍を経て250床の運用が制限される形になったところから始まっている。

現在の看護師数についても、定数は満たされているが、年休の取得等もある。この3月に当たっては250床に満たない中でやっているが、看護師基準は1日平均患者数に対して設けられており、令和4年度は1日平均患者数が180.3人、今年度も12月までで183.9人の1日平均患者数で推移していて、実際に年休を取得するなどして看護師が減っているにもかかわらず、例年どおりの入院であれば十分対応できる体制を維持している。これが突発的に増えた場合は、近隣の医療機関等と連携を図り、受入れ協力をいただきながら進めていく体制を維持した運用になっている。

- 5番**（杉本憲也君）250床の運用体制がコロナ禍前まではあったという答弁だと思う。コロナ禍になって、これは誤っていれば訂正してほしいが、看護師の配置基準は7人に対して1人になった。もともと10対1が7対1に変わったような気がするが、現在とか次年度の看護師の配置基準は、患者何人に対して看護師1人なのか聞きたい。

- 健康推進課長**（大川貴生君）看護師の配置基準については、コロナ禍前までは、一般病棟では10対1で対応していた。コロナ病棟の確保とか基準の特例などがあって、令和2年7月1日から7対1の対応にしている。令和6年度からはコロナ病棟もなくなるし、その特例もなくなるので、10対1に戻す予定となっている。

- 5番**（杉本憲也君）コロナ禍は患者7人に対して看護師が1人ということで、例年よりきめ細かなサポートが可能な人員配置になっていたと思う。令和6年からは通常に戻るなので、コロナ禍に比べて1人の看護師が見る患者数が増えるため、業務が増えてしまう。病床250床をきちんと受け入れていくということだが、実際、市民の方からも、入院させてもらえなかったとか、今いっぱいなのでというようなことを言われたという声を複数いただいた。そこは問題なのではないか。運営上180人ぐらいというのは分かるが、ルール上、きちんと250人の入院患者を受け入れる体制をつくるように、市としてしっかりと地域医療振興協会に申し入れないといけないと思う。

過去は、看護師、医師を確保するに当たって、病院に任せるだけではなく、市の担当部課長と一緒に全国を回って人員確保に努めたとも聞く。医療スタッフを集めるのに、病院の看護部とか医師の部長に任せるのではなくて、市が一体となって確保に向けていくという点について、次年度はどうか伺う。

○**健康推進課長**（大川貴生君）医療従事者の確保に向けた本市の取組について、特に医師の確保については、地域医療振興協会で医学系大学の医局を訪問したり、今後の常勤医の確保につながることを期待できる研修医の受入れを積極的に実施していただいている。看護師等の確保についても、はじめよう I T O 新生活応援事業とか、先ほどの医療従事者確保対策事業、あと奨学金の支援等、財政的な支援は6年度も継続して進めていく予定である。我々担当課としても、指定管理者との連携体制はできているので、共同して取り組むようなことがあったら積極的に取り組んでいきたいということで承知している。今後、地域医療振興協会のリクルート活動とか、市として対応できるものについては積極的に対応していきたい。

○**5番**（杉本憲也君）その点についてはしっかりお願いしたい。やはり市の姿勢として、コロナ前はきちんと250床確保できる体制ができていたのに、今できていないところを問題視していただきたい。しっかりと体制を整えるのは指定管理をするに当たっての条件だと思うので、その条件が守られていないとなると、指定管理者として適正かどうかという話に当然なると思う。前、市長からは適正であるという話だったが、こういう事実が明らかになって積み重なっていくと、本当にここに任せていいのかという話にもなりかねないので、しっかりと手綱を握っていただきたいと思う。

看護師の基準が10対1に戻ることになると、苛酷な労働になり、幾ら様々な制度を使って呼んでも定着しないところが、この250床を運用できない理由として多くあるかと思う。医師も次年度から働き方改革で、時間外が原則960時間を上限とするということもあるが、こうした長時間労働をなくしていく、負担をなくしていくという取組に対して、市として何かサポートできるようなものは次年度の中で工夫しているか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）まず、看護師の不足等の件については、令和6年度には協会内からの派遣とか民間の派遣看護師等の確保を進めながら、今年度当初の職員数はおおむね確保できる形で今進めていただいている。これまでも、退職した方の補充は基本的には新採の確保で進めてきたが、今、若い方々の人口が減っていたり、その中で看護師を希望する方々も少なくなってきた中で、新採だけで確保するのはなかなか難しい状況なので、市民病院としても、非常勤とか派遣で受入れをして、何とか人数を確保する取組を進めていただいている。あわせて離職者対策も強化していただく中で、例えば看護師の業務を軽減するため薬剤に關係する医療機器を投入したり、サポートする看護助手の確保を積極的に進めて、外国からの看護助手の受入れをしたりということで、何とか看護師の業務の環境改善に取り組んでいる。そういうところの努力も認識しながら、こちらとしてもできる限りの支援をしていきたいと考えている。

医師の960時間以内という働き方改革への取組だが、市民病院の中でも、960時間を超えない中で既存の救急対応等のシフトが組めないかと検討しており、何とか年度当初には96

0時間を超えない中でシフトを組める形に持っていけそうな状況になっているということなので、病院としても工夫しながら、我々としても財政的な支援を中心に取り組んでいる状況である。

- 5番（杉本憲也君）医師の時間外でいうと、来年度当初、各県の関係機関は軒並み上限を超えるからと特定労務管理対象機関の指定申請をしていると思うが、市民病院はそれをせずに運用していくということでもいいのか。

あと、議場での答弁で食い違いがあったので確認するが、今年度末、医療従事者は何名退職する予定で、新年度は何人ぐらい入ってきて、病床は何床運営できる体制になっているのか確認したい。

- 健康推進課長（大川貴生君）まず、医師の働き方改革に伴う960時間以内については、先ほど説明したとおり960時間を超えないということで、特定労務管理対象機関の指定の申請は、A水準が可能となるため申請は予定していない。今後、医師の人数とか対応によって変わってくる可能性はあるが、年度当初に関してはそのような形で開始できると聞いている。

今年度末の看護師の退職者数は、現時点で退職希望者の方々の勤務要望や条件を聞きながら、引き止めの交渉を随時ぎりぎりまで進めていきたいということである。あと、不足する部分は協会の中から派遣を積極的にしていただけると本部からも伺っており、その調整はまだ最中なので、その数字は今の段階では確定していない状況である。来年度の採用についても、現時点では、新採になる看護師の国家試験の合否確認がまだできていなかったり、協会からどれぐらい派遣が見込めるかも現在調整中なので、具体的な数字はまた確定したらお示ししたい。

- 5番（杉本憲也君）今、調整中で、決まったらお知らせいただけるとのことだが、来年度、250床を運営できるだけの体制は不可能か。

- 健康推進課長（大川貴生君）来年度の実際の稼働病床の話だが、現状、過去1年間の1日平均患者数で配置を見ていくので、基本的には実働に応じた看護師配置になるが、では実際にそれを上回った人数は受入れできないかという、そういうことではない。実際には、それを超えた患者数が入院で来られた際も、それは受け入れられる形になる。一時的に250床に近い数字になることはあるかと思うが、あまりそれを常態化してしまうと、看護師の勤務の負担が大きくなってくるので、そのバランスを見ながらになる。実際に受入れできる具体的な1日平均患者数の見込みを、これまでの実績に基づいて立てながら、病院運営をしていく形になるかと思う。

- 5番（杉本憲也君）180人というところが現実的なのという話をずっとされるが、ここの部分で180人の基準で最低限ということになってくると、一時的にそれ以上になったときに、看護師とか医療スタッフの皆さんの負担になってしまって、結局、長続きせずに辞めてしまう原

因になるので、伊東市として、この250床を稼働できるだけの職員を確保することによって、それぞれの方の負担が軽減されるし、ここは公立病院としてどう働きやすい環境をつくっていくか、それが市民の皆さんに対して安心、安全な医療提供につながって、この250人の方が万が一全員入りたいよということでも、入れる仕組みにしておくことが市民にとってもすごく大切なことだと思うので、今の現状で仕方がないというのではなくて、そこはやはり設置者、コントロールする側として、地域医療振興協会に、250人の方が入院できる体制の職員の数をしっかりと確保して欲しいということは強く訴えかけていただきたいと思うが、いかがか。

- 健康推進課長（大川貴生君）確かに看護師の方々の業務負担も併せて病床数の確保とバランスを取るといって、このバランス感覚の運営が病院の中では一番難しいところであるということは病院のほうでも承知しており、私も説明を受けて納得している部分がある。その最大限の中で、病床数も市民の受入れに影響がないようにするとともに、働いている方々が長く継続して勤務していただけるような環境づくりについても、市として支援しながら対応していきたいと考えている。
- 5番（杉本憲也君）最後にするが、今の答弁も全て確認して、現状こういう状況であることに對して最後に副市長に伺いたい。この状態は仕方がないのか、市としては課題だと思っていて、解決しなければいけないと考えているのか、市の姿勢というか、今の状況に對しての見解を伺いたい。
- 副市長（岸 弘美君）私もこの職責について、1年間、市民病院の管理者、事務部長とか、思った以上に市との連絡調整が密にできているというのが率直な感想である。今、健康推進課長も述べたが、一方で、市民からの苦言、要望も多々耳にすることもあるので、経営の足元をしっかりと固めながら、医療サービスをしっかりとしていくというバランスを一緒になって考えていくことが必要かと思う。今後、病院側とも密な協力体制を取っていきたい。それが特に令和6年度からだと、医師の働き方改革とか看護師不足とか、福祉業界にも同じような状況があるので、いろいろな情報も入れながら、しっかりと対応していきたいと考えている。
- 5番（杉本憲也君）全国的にそういう状況だというのは、さんざん答弁いただいて分かるが、伊東市としてどうあるべきかということであれば、250床でやっていくということであるならば、ほかがどうであれ、そこは確保をしっかりとしていく。それが市民に対して医療に関する安心、安全と質の高い医療の提供につながる。その点はしっかりと原点に返っていただきたいし、どうすれば医療がよくなるのかについても一緒に考えて行動させていただけるところはしていきたい。ぜひともここは市民のために何が一番いいのかというところをお願いしたい。
- 6番（重岡秀子君）1点だけ伺う。19ページと20ページの収益的収入及び支出の収入で、

20ページの上に他会計負担金が5,500万円、第二次救急医療負担金と小児救急医療施設運営事業負担金が197万5,000円ある。これは財源としては伊東市から出ているものという認識でいいのか。小児救急に対して、このように特別に197万5,000円を出していることについては、昼夜、救急があるわけであるが、基本、小児科も断らないということで、何か協定があるのか。197万5,000円の根拠は難しいと思うが、その辺の説明をお願いしたい。

○**健康推進課長**（大川貴生君）他会計負担金5,500万円は二次救急と小児救急に関する負担金であるが、二次救急に関しては、普通交付税の基準財政需要額の一部になった数字である。小児救急の197万5,000円は、小児救急に対する県の補助金を一般会計で受けて病院事業に繰り出しをして、病院事業から病院へ支出をしているという経緯である。小児救急医療の負担金については、休日に従事した医師や看護師等の人件費が対象である。実際はこれ以上の経費がかかっているが、基準額で算出された金額がこの197万5,000円となっている。日数としては、令和5年度が73日間、令和6年度は1日少なく72日間となっている。この金額は令和4年度の実績でいただいた金額を基本に計上している。

○**6番**（重岡秀子君）会計の仕組みがあって、もう一つ下の真ん中辺にも他会計負担金があって、地方交付税相当額が1億7,102万7,000円で、地方交付税相当額が病院に交付されていることは今までも分かっていたが、第二次救急と両方合わせて、それが地方交付税から来ているという考えでよいか。

○**健康推進課長**（大川貴生君）地方交付税の対象になっているのは第二次救急医療負担金になる。小児救急は県の補助金を一般会計で受けて、それを病院事業会計に繰り出しして病院に支出している。一般会計からの算出としては、トータルで3億8,800万円ほどで、先ほどの救急医療負担金の5,500万円のほかに、企業債の償還の部分も含まれて繰り出しをしている状況である。

○**委員長**（篠原峰子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（篠原峰子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（篠原峰子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第69号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（篠原峰子君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（篠原峰子君）日程第5、市議第62号 令和6年度伊東市一般会計予算歳出所管部分を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は各款ごとに行う。

まず、第2款総務費第1項総務管理費第17目コミュニティ振興費について質疑を行う。事項別明細書は83ページ及び84ページである。発言を許す。

○5番（杉本憲也君）84ページのコミュニティセンター指定管理委託料に関して伺う。こちらについて、指定管理者の下で働いている職員の中で、計算すると最低賃金を下回ってしまうケースはチェックをするに当たって対象になってこないのか。

○生涯学習課長（山下匡弘君）指定管理先の職員の賃金については、毎年10月に発表される最低賃金をお知らせするとともに、最低賃金を下回らないように指定管理者に周知をしている。

○5番（杉本憲也君）下回っているケースがあった場合は是正を求めたり、場合によってそれで委託料が賄えないことがあったら補填する措置という運営方針でよいか。

○生涯学習課長（山下匡弘君）補填までいったところはないが、下回っている場合には、上げてほしいという話をさせていただいて、指定管理料の予算配分の見直しにより人件費を支出していただいている。

○5番（杉本憲也君）その点については柔軟に対応していただくことをお願いしたい。

もう1点、大きい事業として無線LAN工事に入るが、利用するのにパスワード認証が必要だと利用しにくいという声もいただいているが、誰でも自由にどんなものでもアクセスができるのか。出張所は場所によってはドアで仕切られて別空間になっているところもあるが、そういった出張所内も含めて、全てのセンターの中で使用できるものなのか。スケジュールは具体的に何月になると使えるようになるのか。

○生涯学習課長（山下匡弘君）利用に際してのパスワードや認証は、通常利用に当たっては、パスワードを入力して接続していただくことを考えている。会議室へのパスワードの掲示や利用者日誌等でパスワードをお示しする予定である。出張所内も含めてということについては考えていないが、電波なのでおそらく隣接するアクセスポイントから出張所においても受信はできると考えている。

工事スケジュールについては、6月に設計を完了し、7月の入開札、年度内完成を目指している。

○委員長（篠原峰子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）質疑なしと認める。

次に、第3款民生費のうち第1項社会福祉費第6目国民年金事務費及び第7目国民健康保険費を除く部分について質疑を行う。事項別明細書は105ページからになる。発言を許す。

○5番（杉本憲也君）その3の2ページでペアサポーターを予算化されて、利用も少しずつ進んでいると思うが、現在の活動状況とか、有益な制度だと思うので、この制度の利用促進に向けた取組について伺う。また、4ページに社協の組織状況がある中で、事務局職員について、昨年の予算資料だと15人となっていたのが、次年度は12人と3人減員する。これに関しては、市から職員派遣をされていると思うが、その観点からいうと、来年、この派遣が影響して減員するのか、派遣の状況も含めて伺う。

○社会福祉課長（石川秀大君）ペアサポーターについて答える。令和6年1月現在、2人のペアサポーターが活動している。ペアサポーターの制度は、希望する民生委員が任意に活用する制度で、協力員を必要とする民生委員が自ら選任し、任期はペアとなる民生委員の任期までとなっている。活動内容については、簡易な訪問や同行訪問等、見守り活動や民生委員への情報提供、地域福祉活動への参加・協力、啓発活動等となっている。原則その地域内に居住する、または勤務する人で、地域福祉活動に関心があり、民生委員の活動に協力する意欲のある人がペアサポーターとなるわけである。利用促進に当たり、伊東市民生委員・児童委員協議会において制度利用について働きかけを行っているが、希望する民生委員が少ないことや、ペアサポーターとなり得る人材が少ないというのが現状である。

また、社会福祉協議会については、今年度で再任用職員の派遣が終了することになっていたと思うが、事務局職員の減少について詳しく伺っていなかったもので、申し訳ない。

○5番（杉本憲也君）ペアサポーターについて、なかなか希望される民生委員がいないということで、民生委員自体、成り手を探すことが非常に大変な中では、本来の制度利用とは異なるかもしれないが、新旧のスムーズな引継ぎをするに当たっては非常に有益な制度だと思うので、そういった活用方法についても、ぜひ模索していただけて周知いただきたい。

市の職員の方の派遣は今年度で終わるということであるが、来年度もまた別の方が行かれるのか。

○社会福祉課長（石川秀大君）現状、派遣するということは聞いていない。

○5番（杉本憲也君）分かった。では、その3の9ページ、その後の進捗状況を伺いたい。就労継続支援に関して、これまでも再三にわたって最低賃金を下回る方のサポート等をお願いするという事を申してきたが、次年度に当たり、そうした利用者のサポートとか、利用者支援につながる事業所の収入増加のための福祉事務所への発注促進に向けた取組は、今年度からでも何か取り組んでいることがあったら伺いたい。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）市の取組として、令和6年度の予算説明資料の中に、障がい者就労施設等からの調達を推進するため、障がい者就労施設等からの物品等の購入を積極的に検討することとして各課に積極利用を促している。市内事業所に対しては、市ホームページに就労継続支援事業所の補助内容を掲載して事業所への発注を促している。また、本市からの作業を伴う発注は今回はなかったが、発注する機会が増えており、適正な価格での見積りをお願いしているところである。また、優先調達については、健康福祉部での強化を図り、部内の集計では、当初予算において約180万円程度の予算となっている。

なお、令和4年度における本市の優先調達額は89万2,863円であったことから、増加する見通しとなっており、今後も優先調達に注力することで、そういった利用者についての待遇について改善できればと考えている。

○**5番**（杉本憲也君）市からの発注は、市内経済を考えてもかなり大きい発注元になると思うので、市内経済の活性化という意味も含めて、積極的に取組をお願いしたい。

最低賃金を下回ってしまうような利用者へのサポートは何か取組はされているのか。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）金額を幾らにしてくれということは特にはないが、ただ、市から発注する作業については、最低賃金等が関わってくると思うが、実績としては、今まであまり作業はなかったが、今後は発注をする際に適正な価格で発注してほしいということは申し伝えていこうと考えている。

○**5番**（杉本憲也君）この点についても、積極的に適正な価格での発注をお願いしたい。そうすると割高感があるということであれば、市として民間事業者の方が発注する場合に何かしらの、金銭的な部分も含めて補助をするなり何なりということもあろうかと思うので、取組を充実化させていっていただきたい。

16ページで、身体障害者手帳とか療育手帳の方は年々増加傾向にあるという話がこれまでの質疑であったが、今年度から来年度にかけて、特に後発的な事情で療育手帳をもらう若い方の所持状況が気になるので、その辺について何か把握している情報があれば伺いたい。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）傾向ということになるが、身体障害者手帳所持者は減少傾向にある。また、療育手帳の所持者は増加傾向にある。その両手帳とも18歳未満の方は横ばいの傾向が見られている。

○**5番**（杉本憲也君）若い世代の方は横ばいで一定程度ということであるが、全体として増えていく中では、どの世代の方が持つことが増えているのかについて何か分かるか。

○**社会福祉課長**（石川秀大君）年齢別の資料は持っていないが、身体障害者手帳については、高齢になってお亡くなりになられる方も増えているということで、全体的な量は減っている。療育手帳については、近年横ばい傾向と申し上げたが、病気にかかって診断を受ける機会が増え

ているかと考えている。

- 5番（杉本憲也君）職場環境とか、先ほどの病院もそうであるが、精神的に病んでしまって療育手帳をもらわざるを得ない方もいるので、こういった情報は全課的に共有していただいて、市民にとって何が一番幸福度を上げていくことになるのかの資料として使っていただければと思う。

26ページ、ファミリー・サポート・センター事業で、大変ありがたい事業ではあるが、現状、なかなかマッチングがうまくいなくてとか、緊急時の対応に難があるという話もあるし、実際そういう経験もあるが、ファミリー・サポート・センター事業において、より使っていただけるための取組の工夫として、現状の課題と課題解決に向けた取組の見通しについて伺いたい。

- 子育て支援課長（石井弘樹君）ファミリー・サポート・センターの今の状況としては、令和5年12月末現在で会員数が419人、年度途中で依頼会員、支援会員、両会員ともに増加して、4月時点と比べると33人増加している。また、活動実績については、保育施設への送迎、就労による預かり、習い事の送迎等あるが、令和4年度の実績は439件の実績があったが、令和5年度は12月末現在、229件と減少している状況になっている。そのような状況の中で、課題としては、依頼会員に比べて支援会員が少ないという状況であり、このために依頼に応えられない、突発的な対応等で一時的に対応できないということはあるが、数が足りないから応えられないという状況は、現時点ではないが、支援会員の高齢化があるので、その部分について、支援会員の増加と、なるべく若い方の支援会員の確保が必要と思っている。

また、先ほど活動内容について、保育施設への送迎というものがあつたが、車の運転が必要である。高齢な支援会員であると車の運転は控えたいという理由から、依頼に応えられない場合もあるので、その辺も含めて、なるべく若い方の支援員の確保が必要と思っている。次年度については、支援会員の確保に向けて、毎年養成講座を行っているが、ホームページや広報紙による支援会員の周知とか、プレママ教室とか、いろいろな市のイベント、あとは各イベント等もあるが、そのような活動を活用して周知を図る、また、会員等の交流とか会合もしているので、新たな人を探すこともそうであるが、依頼会員の中から支援会員となってくれる方とか、両方の会員になっていただける方についても、今後、声をかけていきたいと思っている。

- 5番（杉本憲也君）こちらについては高齢化をどう改善していくかというところで言うと、処遇改善もこれまでの議論になっているので、ぜひ検討をお願いしたい。送迎に関しては、DXを活用して、ほかの一般質問であったような制度を活用するなどして、ほかに振り替えられるかというところを全庁的にぜひお願いしたい。

最後に、宇佐美保育園の園舎の耐震性が満たされていないが、その安全対策について、すご

く声を聞くので伺いたい。

あと、おむつの自園処理は4月1日開始からでいいか。

また、34ページの認定こども園整備事業は、スケジュールとして宇佐美からとのことであるが、分かればいいが、いつ、どこの場所からスタートさせたい腹積もりがあるのか。子供の成長は早いので、保護者はすごく気にされているので、お答えいただきたい。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）まず、1点目の宇佐美保育園の園舎における耐震性の安全対策の部分については、宇佐美保育園の園舎は昭和51年に開設した当初のものを使用していて、県内の保育所約500か所のうち、耐震性なしという施設については、県内4園のうちの1園となっている。これまでの間、耐震工事の検討、耐震シェルターという施設内でパネルを組んで補強する方法とか、耐震ケーブルグレースというワイヤーをかけて揺れを軽減する方法、いろいろな専門業者や建築住宅課等も交えながら検討してきたが、いずれも根本的な耐震にはならず、耐震工事は耐震工事になるが、そのほかの手法は、やらないよりはましという内容で、補強したから安心と期待させる懸念が残るところで、検討を進めてきたところもあるが、抜本的な耐震性の解消にはならないということで、現時点での考えとしては、安全対策として日々の避難訓練の想定での職員の意識を高めつつ、一日も早く新たなこども園の設置に努めていきたい。

次の質疑の紙おむつの自園処分事業の開始時期についてであるが、事業開始に必要なダストボックスの購入や屋外のダストボックスを固定でなく移動式にする場合は、購入後に動線確保のための修繕が必要となる。各保育園の園内の一定のルールづくりと、それに向けた保護者への周知を同時に進めて、準備が整い次第、令和6年度のなるべく早い時期に開始したいと考えている。なお、環境課とは連携を図っていて、収集開始の15日前に届出をしていただければ収集に当たるということで、まずは環境整備とルールづくりに向けて、令和6年度のなるべく早い時期に開始できるように努力していきたい。

認定こども園整備事業のスケジュールや場所の想定の質疑であるが、先ほどの宇佐美保育園の耐震性の答弁にもあったとおり、一日も早くスタートしたいと考えている。想定スケジュールとしては、令和6年度に協議会を立ち上げ、諮問をし、協議会で協議を重ね、設置に向けた答申をいただけたら、それを受けて、7年度以降、設計に入りたいと考えている。開園のスケジュールが明らかになってくるのは、設計が具体化してからになってくると考えているが、設計から施工までに一定の期間が必要となるので、その間はワーキンググループでの協議を同時進行で進めながら、園児、保護者に限らず、子育て世帯の家族をはじめとする地域住民、そこで働く職員が楽しく過ごせる園、施設の設置に向けて、汗を流してまいりたい。

なお、設置場所については、休園中の宮川分園の敷地など、複数の案の中から、市の内部で

諮問案として協議会設置までに固めてまいりたいと考えている。

○委員長（篠原峰子君）昼食のため、午後 1 時 5 分まで休憩する。

午後 0 時 5 分休憩

午後 1 時 3 分再開

○委員長（篠原峰子君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○5番（杉本憲也君）その3で29ページ、民生費になる。一時預かり事業に関して、この間、年齢引下げをずっとお願いしてきたが、スタッフの確保が難しいという状況もあり、この前の本会議場の質疑でも職員数が足りてないとのことで、改めて一時預かり事業に関して対象年齢を引き下げる見通しに関して伺う。それと併せて29ページ、35ページ、保育園の管理運営や地域子育て支援センターは当然保育士が関わってくるわけで、次年度のこうした事業を含めた中で全体として、保育士と保育に係るスタッフの充足の見込みも踏まえながら引下げに係る見通しを、スケジュールを具体的にここまでと言っていたら一番ありがたい。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）まず、中身について一時預かりの点もあるが、全体的な保育士、保育士に係るスタッフの充足見込みを答えた上で、それを踏まえて一時預かり事業について答える。

その1の資料にある児童福祉施設費、主には保育園に係る人件費であるが、令和6年度予算に計上してある人件費のうち、保育士については、正規職員、再任用職員を含めて62人となっており、このほか、この人件費の中には保育士のフルタイム会計年度任用職員19人がおり、保育士人数としてはトータルで81人となっている。令和6年度の公立保育園4園の入所園児数は令和5年の301人から、今のところ13人減の288人の予定で、288人を踏まえたクラス担任や子育て支援センター、ご質疑いただいている一時預かり保育、またフリー保育士も含めた公立4園全体に必要な保育士及び保育に係るスタッフの人員としては現在83人と考えている。園児数は減っているものの、国が令和6年度施行で保育士の配置基準の改正を行ったことにより、公立園でも2園で3歳児クラスの担任を急遽増やすという対応が必要になったこともあり、既にこの時点で2人不足する形となっている。

また、先ほど申し上げた保育士のフルタイム会計年度任用職員19人のうち、現時点で雇用の見込みが立っている保育士は14人となっており、5人は今後求人をしていく形になる。

充足見込みとしては、フルタイム会計年度職員を補う形で保育補助員の枠やパートタイム会計年度任用職員の枠により必要人員の83人を満たす見込みであるが、パートタイムの中には週2日、週3日で数時間という勤務形態の方もいることから、まずは配置人員の中で新年度の園児たちの様子を見ながら、フルタイムの会計年度任用職員が見つかり次第、必要などころに

充足していきたいと考えている。

それに伴って、一時預かり事業の対象年齢引下げの見通しであるが、充足は今回答したとおりのであるが、それとともにゼロ歳児の保育園ニーズの高まりは非常に高くなっているところもあり、現在、対象年齢の引下げを検討中である。

一方で、令和7年度からの制度化が予定されているこども誰でも通園制度は、ゼロ歳児の6か月からを対象年齢としていることを踏まえて、今回は一時預かりの対象年齢引下げも同じように年齢拡大はできないか検討していきたいと考えている。既に年齢拡大に向けて園長会等で協議しており、先ほどの保育士の充足状況を見極めて、令和6年度内実施も視野に入れて一定の方向性を示していきたいと考えている。

- 5番（杉本憲也君）一時預かりに関してであるが、そうすると今のご答弁にある中では、令和6年度中に何とかやれば良いなというところで、ぜひお願いしたい。

引下げの幅としては、生後6か月が大体めどになるということによいか。

- 幼児教育課長（鈴木慎一君）他市町の状況を見ると、6か月ぐらいから対象にしているところもあり、先ほど申し上げたとおり、こども誰でも通園制度の利用と併せて年齢がまた違ってくると、制度上、いろいろな対象年齢が出てくるのも不都合があるので、現時点ではゼロ歳6か月を一つの目安として検討しているところである。

- 5番（杉本憲也君）この点については、まず第一歩として半年まで引き下げていくということではぜひお願いしたいが、それによって、まだカバーし切れない部分も当然発生するので、そこで終わりではなくて、さらにその先も寄り添えるような形でお願いしたい。

あと職員の方の見込みが2人不足しており、フルタイムの方も5人ということで、この前、議場でも少しお話をしたが、こういった方については、正規も含めて、随時募集をしっかりとつけていくことも大切かと思うし、年齢制限の35歳という壁を前向きに人事部局は引上げに向けて検討していただけるとのことで、そういった話は議会中ではあるが、人事部門から何か打診があったり、今の現状、足りていないという緊急事態に対してのサポートとか、幼児教育課として考えていることは何かあるか。

- 幼児教育課長（鈴木慎一君）先日の一般質問後の職員確保のやり取りは特にはないが、そもそも保育士が正規もフルタイムも不足している状況ということは、今回の議会以外にも状況をお伝えしながら、具体的な対象年齢の拡大になるのかどうかは分からないが、現状、現場の困難さは日々伝えているところである。

- 5番（杉本憲也君）この点についても、まだ職員課から打診などはないとのことであるが、やはり喫緊の課題になるので、何とか確保していただかないと、今、現場にいる人たちが疲弊してしまって、またさらに辞めてしまうことになりかねないので、ここは現場の声も大切にしな

がら、一人でも多くの方に魅力ある保育士という職業を伝えられるような活動も含めてお願いしたい。

○6番（重岡秀子君）その3、民生費の8ページ、9ページで障がい者のところである。8ページの一番下、地域活動支援センター事業について、最近、精神障がい者のケアがいろいろ課題となっているが、これはサポートセンターりりぶというところが相談や活動の場を設けているということで、ちょっと調べたら熱海の駅前の第一ビルに事務所があって、私もそこは前に別件で行ったことがあるが、名前がりりぶということで、現在はその事業者がやっていると思うが、伊東市でどれぐらいの利用者があって、これは1,642万9,000円であるが、どういう予算を出しているのか、伊東と熱海で一緒にやっているのか、前にはサポートセンターいとうという名前で熱海でやっていたこともあったような気がするが、その辺のご説明をお願いしたい。

○社会福祉課長（石川秀大君）こちらは熱海と伊東の圏域ということで、熱海と一緒にしているところである。相談実績としては、今年度上半期になるが、伊東市で大体2,480件という数字が出ている。委員がおっしゃったとおり、過去にはサポートセンターいとうということであったが、事業者の事情によって熱海のほうに移転してしまったという経過になる。

○6番（重岡秀子君）予算のほうであるが、上半期で2,480件という電話相談とか、例えば伊東の「こころ」とか、ああいうところに来たものをこちらへ紹介したりということもあるのではないと思うが、結構な利用件数がある。この予算は熱海と伊東で共同でこの事業所へ頼んでいるということで、そういう絡みで分け合っているということでよいか。

○社会福祉課長（石川秀大君）熱海と伊東で自立支援協議会というものを設けており、熱海と伊東の分それぞれ負担金を出して、ここで事業を進めているという形になっている。

○6番（重岡秀子君）続いて9ページであるが、先ほど杉本憲也議員のほうから、障がい者の就労支援で最低賃金みたいな話があったが、実際には非常に厳しい現実ではないかと。そこの真ん中、ちょっと下に就労継続支援B型というのがあるが、190人の方が利用されているが、私の知っているB型作業所では、コロナ以降、活動が半日しかできなくなって、しかも箱を折ったり、旅館で使う枕のカバーなんかを折るだけで1時間180円とか、3時間働いても、いっても500円になるかならないかみたいな厳しい就労の状況で、とても自立支援にはならないんじゃないかという気がするが、どこも箱折りとか、1個2円とか3円のをたくさんこなして、利用者でその収益を分けるみたいな感じなので非常に大変だなと思うが、これはすごい予算であるが、13億円。県が所管している部分が多くて、ここに出ている中で、例えば利用者の意見とか、伊東市が聞き取っても十分生かせないのではないかと心配しているが、伊東市の関わりという面で、その辺のことについて伺いたい。

- 社会福祉課長**（石川秀大君）関わりというか、就労継続支援というのは訓練の要素もあるので、それはそれぞれの事業所の考え方は当然あると思っている。ただ、先ほど杉本憲也委員への答弁でもあったが、伊東市としてできることは優先調達で、そういった事業者に積極的に受注して、それが最終的に利用者の対価につながっていけばと考えているところである。
- 6番**（重岡秀子君）そうすると、利用者のいろいろな思いとか相談なんかもあるかと思うが、基本的に伊東市はそれを聞き取って、その事業所への指導とか何かは県が受け持つという流れになっているのかどうか。私が知っているのはB型作業所のことであるが、その辺はどうか。
- 社会福祉課長**（石川秀大君）事業認可については、県が担当としているところである。利用者から、普通のケースワークの中でそういった声も時々聞かれることはあるが、あくまで事業所の考え方も優先しなければならないし、当然、事業者の利益を考えなければならないところである。ただ、そうはいつでも、安いということはよく聞くので、何度も申し上げて申し訳ないが、優先調達の中で少し寄与できればと考えている。
- 6番**（重岡秀子君）分かった。11ページのひきこもり等相談支援委託事業であるが、これは新規事業になっていたが、この間、大綱質疑のほうでも多少あったが、ひきこもりというのも伊東市の中では結構深刻な問題で、「こころ」とか、そういうところに相談もいっぱい行っているのではないかと思う。これから6年度に開始するのではないかと思うが、どんな体制でどんな内容でやっていくか、今分かっている範囲で教えてほしい。
- 社会福祉課長**（石川秀大君）6年度の実施については、精神保健福祉士の方が法人を一つ立ち上げると伺って、そこに委託をかけて精神障がいの方の家族の集いであるとか、ひきこもり家族の相談学習会であるとか、ひきこもり当事者の集いということで、それぞれ月1回程度開催して、引き続き長期的な支援に努めていきたいと考えている。
- 6番**（重岡秀子君）同じくその3の24ページ、25ページで児童福祉費であるが、これは24ページが一番下に、こういうのもあるのかということちょっとお聞きしたい。子育て短期支援で、保護者が一時的に養育することが困難になった場合に子供を児童福祉施設に委託して預かって養育及び保護を行うというのがあって、その右側の25ページには母子生活支援施設入所措置費があり、こっちは親子で、旦那さんの暴力から避難が必要な母子を保護して生活を支援するというので、片一方は子供で、こっちは母子であるが、両方どういう基準で、特に短期支援事業というのはどういう場合に対象になるのかお聞きしたい。
- 子育て支援課長**（石井弘樹君）子育て短期支援事業については従来からやっている事業であるが、基本的に、例えば母子家庭でお母さんが入院してしまうとかの事情で、そういう過程で、例えば周りにも協力者がいない場合は、その人の所得状況にもよるが、多少お金をもらいながら、伊東市で言うと3施設指定されているので、3施設の中で調整をして、基本7日間を限度

にその間養育をしていただくというものになる。ただ、対象をあまり広くしてしまうとホテル代わりに使われるというところもあるので、やはり私たち職員の中で多少審査というか、状況を調査しながら決定させていただく。

続けて、母子生活支援施設入所措置費については、委員おっしゃるとおり、主にDVというところで、基本的に母子の保護をするための施設で、事例はあまりなかったが、昨年に1組あり、今年度も9月からそのような対象となる母子が生じたので、来年1年間、保護施設で措置を行うという費用である。

- 6番（重岡秀子君）分かった。そうすると、こういう相談というか、駆け込み寺みたいな感じであるが、共に窓口は、子育て支援課に行って相談して、内容は役所のほうで本当に困っているのかというのは調べるという認識でよいか。
- 子育て支援課長（石井弘樹君）子育て短期支援事業については委員おっしゃるとおりで、その辺の事情をある程度考慮しながらやっていきたい。母子生活支援施設入所措置費については、社会福祉課の女性相談等と連携しながらやっているところになるので、その辺と調整しながら対応していく。
- 6番（重岡秀子君）25ページのその下で、これも大綱でどなたかが質疑したが、子どもの貧困対策計画策定事業で今年行うということだったと思う。これは国の大綱があってというご説明があったが、貧困対策、計画をつくる上で、伊東の子供の貧困の実態を調査するということは今とても大事な事業ではないかと思うが、この事業について狙いとか、どのような方法でやる予定でいるのか。その辺をお聞かせいただきたい。
- 子育て支援課長（石井弘樹君）子どもの貧困対策計画策定事業については、子どもの貧困対策の推進に関する法律があり、その第9条で努力義務として、県の大綱と県の計画を勘案して策定するものとなっている。計画の内容については、今申し上げたとおり、国の大綱や県の計画を勘案することになるが、主な構成の内容としては教育の支援に関する項目、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援と経済的支援、この大きな4つの項目に沿って計画を策定することとなる。この策定の方法については本会議でも答弁させていただいたが、併せて本年度、子ども・子育て支援事業計画が幼児教育課の所管であるが、そことかぶる項目もかなり多いこともあり、県もそうであるが、策定している他の市町も合冊でつくっているところがほとんどであるので、その中でニーズ調査等を行いながら策定していきたいと考えている。
- 6番（重岡秀子君）分かった。ぜひ実態調査もきちんとやっていただきたい。それに若干絡んで27ページのひとり親家庭支援事業であるが、この間、給食の無償化のときに、伊東市は実はひとり親家庭が多いのではないかと。それは私の周辺の実態で感じただけであるが、先ほど

の子育て支援の子供の貧困対策というところでも、ちゃんとした統計も必要なのではないかなと思う。児童扶養手当のほうでお聞きしようと思ったが、今、伊東市はひとり親家庭はどれぐらいいるのか。そういうことを調査されているのか。統計的に何か分かることがあるのか。

○**子育て支援課長**（石井弘樹君）ひとり親家庭については、私たちの知り得る情報としては、児童扶養手当の支給者が一つ参考の資料になると思う。ただ、児童扶養手当というのは、ひとり親になれば誰でももらえるわけではないので、仮にひとり親であっても所得が高い方は対象外であるので、実際、ひとり親が伊東市内にどれだけいるかは把握していない状況である。

ちなみに児童扶養手当の受給者数で言うと、令和4年の平均が、年6回払うのであるが、1回当たりの平均支給人数が558人で、ちなみに令和6年1月に1回支払っているが、そこまでの平均で言うと517人で、年々受給者数が減っているというのが統計になっている。

○**6番**（重岡秀子君）分かった。ただ、所得制限が、母親が例えば給与が高かったりすれば受給できないので、現実的には558人を大きく上回るのではないかと感じるが、それ以上はちょっと難しいかもしれないので、それで結構である。

続けて34ページ、これはこの間、一般質問か何かで村上議員が認定こども園の整備事業のことで質問されたが、新しく市立の認定こども園を整備するために、先ほどもご説明があったが、ケース会議とかワーキンググループが活動していたりして、これは伊東市の子育てにとってはやむを得ないというか、保育園、幼稚園でやってきたが、この少子化の中では考えていかなければいけない方法だと思う。今、いろいろなワーキンググループがやっている中で、どのようなことが課題として、これからもう少し研修を深めなければいけないのか。その辺はいかがか。

○**幼児教育課長**（鈴木慎一君）こども園の開設に向けたワーキンググループについてご説明する。令和4年度末から今年度にかけて、幼稚園、保育園からそれぞれ5人、全員で10人での構成でワーキンググループをやっていた。今年度で7回を数える会議をやった。

どの点が課題かというご質疑であるが、今年度までの会議の内容については、幼稚園での在り方、保育園での在り方、それぞれ別々の運営をこれまで歩んできた中で言うと、一つ一つ、例えば子供の保育の仕方だったり、保護者との引継ぎの仕方とか、同じ子供を預かる保育をするにしても、それぞれやり方とかルールが違っているというところがまずあり、本年度に関しては、主には相互理解を深めるということテーマに、それぞれのやり方について幼稚園から保育園からという形で説明をし、それぞれ分かりにくい部分については質問するなどして深めていく。最終的には、それぞれ聞いた中で、既に市内で行っている認定こども園の川奈愛育クラブのほうにワーキンググループとして視察をして、一つの認定こども園という施設の運営の中で、また新たな発見を見て、来年度に向けて一つの運営方法として今後協議していく形にな

っている。

- **6番**（重岡秀子君）幼稚園の保育士さんが、子供は保育園に預けていて、前にそういう話を聞いたことがあるが、そのお母さんが保育園の保育の在り方をいいね、参考になることがいっぱいあるねという話をされていて、私は、そういうようなお互いのいいところを保育の中に生かしていけたらいいのではないかと、子供の発達ということを考えたら保育内容はいいものを選んでいくというところで、保育園も幼稚園も、そういうところで議論したらかなり一致できるのではないかと思うが、そのような学び合いというか、研修なんかもされているのか。
- **幼児教育課長**（鈴木慎一君）まずは先ほど言ったとおり、一つ一つの指導の方法だったり、指導の計画立てだったり、保育に当たっての準備だったり、いろいろな違いをまず出したというのが今年度であり、今、委員が言ったような共通しているところ、それから、お互いいいところを、来年度については、事務局のほうで、こども園として目指す、こうしていったらということの一つの指針として示して、来年度は先ほど委員が言ったような、案に対するそれぞれの考え方であったり、保育園のやり方についてどのように受け止めるのかとか、そういったところを踏み込んで具体的な内容の協議をしていきたいと考えている。
- **5番**（杉本憲也君）聞き漏らしがあった。申し訳ない。その3の26ページの誕生祝金及び入学祝金贈呈事業は一般質問でも、特に入学祝金はぜひ増額してほしいと取り上げられていたが、金額は5万円でもいいのか、もっと上げる必要があるのではないかと議論は、毎年、予算策定に当たり、検討して決定するのか、それとも、毎年はしておらず、何年かに1度、改定、見直すのか、その点はどうなっているのか。37ページの児童手当給付事業は、来年度から隔月支給（偶数月に支給）と追記されている。議会では毎月給付等の要望も上がっていたかと思うが、国や県から来る財源が2か月に1回だから隔月としているのか、政策的に隔月としているのか、理由があれば伺いたい。
- **子育て支援課長**（石井弘樹君）入学祝金贈呈事業は令和4年度から始まった制度で、本年度で2年目である。課で他市の状況等を調べたところ、県内ではこのような事業を実施している自治体はほとんどなく、今年度1つ、2つ出てきた程度なので、極めて伊東の独自性のある取組であると考えている。他自治体では1人親に限って1万円を支給するなどのところはあるが、全児童を対象に支給するところはなく、金額的な面においても決して低額ではないと認識している。2年目を終え、3年目を迎えるが、令和7年度予算に向け、補正や他市町の状況を確認しながら改めて検討していきたい。

児童手当給付事業の支給月は、児童手当法に基づき、2月、6月、10月にそれぞれの前月分までを支払う規程があり、年3回、4か月分を支払うことになる。ただ、今年の10月分から、児童手当法の改正が予定されており、その中の一つとして、今までの4か月に1度の支給

は、本年12月より偶数月に2か月分の支給に改正される。法律で規定されているため、全国の市町村全てで同じような取組となっている。

○委員長（篠原峰子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）質疑なしと認める。

次に、第4款衛生費第1項保健衛生費のうち第6目後期高齢者医療費及び第8目環境衛生費の部分について質疑を行う。事項別明細書は143ページからになる。発言を許す。

○5番（杉本憲也君）事項別明細書148ページのいで湯型デイサービス事業委託料、産後ケア事業に関して、これまでも大変好評であることは議場で伺った。来年度は施設を増やすような検討もあると伺っているが、具体的にどのような施設で行う予定なのか。ある程度固まっていれば伺いたい。本事業は宿泊施設の部屋を使い、その日はもう使えないとの答弁があったかと思うが、せっかく伊東市内で泊まり家族団らんのいい機会になるかと思うので、事業が終わったら、差額を支払い、そのままその部屋に泊まることも施策として、市内経済対策も含めて大変よいと思う。そのような取組は可能か。

○子育て支援課長（石井弘樹君）いで湯型デイサービスは、赤沢温泉ホテル、ホテル聚楽、サザンクロスリゾートの宿泊施設3か所で年10回ほど行っている。ホテルと市が直接交渉しているのではなく、本事業の受託先として委託している旅館組合を通じ、依頼している。伊東市民が宿泊施設を使う機会はあまりないので、極力施設を増やせれば実施回数も増やせると思い、交渉している。来年度はホテル聚楽より、施設改修のため、一時的に変更していただきたい旨、話を伺っている。その部分は調整中なので、少なくとももう一か所、いずれかの施設を入れてやるつもりでいる。

あわせて、参考までに、産後ケアもホテル型でホテル暖香園のみでやっており、来年度は、施設を増やし、大東館に協力願えるよう調整中である。引き続きの宿泊は、以前からそのような問合せ等もあったので、今年度から、差額を払って、夕方から父親が合流し、家族で泊まるようなことも要相談で対応している。

○5番（杉本憲也君）伊東独自の観光ともつながる施策となり、貴重な体験で、何より母親にとっては本当にありがたい好評な事業と聞いているし、宿泊もできるとなれば、自己負担はあれど、さらに人気も出るのではないかと思うので、不公平がないよう周知してほしい。

その3の6ページ、父親支援の集団型子育て支援事業は本年度までなかった新規事業と思うが、狙いも含めて事業の詳細を伺いたい。また、働く父親は、平日の昼間は、スケジュール、日程的に難しいので、日程等も含め、多くの方に参加していただけるような取組の工夫を伺いたい。

- 子育て支援課長**（石井弘樹君）父親支援の集団型子育て支援事業は、今までも他の事業にかぶせてやったことはあるが、なかなか周知できなかった。父親の育児参加が重要視されているところなので、令和6年度、新規事業として、頭出しをして実施するものである。内容としては、今まで母子を対象にした事業はいろいろやっているが、母子だと育児不安等いろいろな相談を聞くよという中で、それなりに人が集まっているが、やってみないと分からない部分はあるが、父親だと、それだけではなかなか参加しづらいのではないかとという中で、子育てに関連するような相談支援という主たる目的は確保しつつ、プラスアルファの部分を充実させたいと考えている。例えば料理教室、子供と一緒に料理したり、離乳食の作り方、ベビーマッサージの講義や、外に出てお父さんと一緒に遊ぼうとか、みかん狩りとか、公園で遊ぶとか、そのような予定で計画を進めている。日程は、その3の資料では全24回、月2回程度とあるが、お父さん方の参加を求めるには、一定の周知期間が必要と思い、いきなり4月から始めるのはなかなか難しいので、できれば5月以降ぐらいから、土日を中心とした日程を設定し、募集をかけたい。
- 5番**（杉本憲也君）こちらの事業は頭出しをして、父親の子育ては非常に重要になってくるし、土日を中心の日程にというのは、大方土日であれば何とか参加できる方も多いと思うが、伊東市の場合、観光産業に携わる方も多いので、平日でないと休みが取れない方もいるので、やりながらで結構なので、より多くの方が参加できるようにしっかりお願いしたい。子供と一緒に参加してやる事業もそうであるし、一定期間、集中してお話を聴いたり、質問したりとなれば、いで湯型デイサービスのときみたいに、一定の時間、託児をして、お父さんだけ集中してお話を聴いたり、質問できたりする時間があるといいのではないか。そういった取組の見通しはいかがか。
- 子育て支援課長**（石井弘樹君）託児に関してもやる予定でいる。子供と一緒にやるような取組も予定しているが、料理教室や講義を聴くような時間は、極力お子さんを預かって事業を進めていきたい。
- 5番**（杉本憲也君）ぜひお願いしたい。衛生費の最後になるが、その3の6ページ、初回産科受診料助成事業という大変ありがたい事業がスタートする。こちらの事業に関して、実務的な部分で、特化して必要な書類があるのか、また、振込されるまでのスケジュールは大体どれぐらいのスパンで考えているのか。
- 子育て支援課長**（石井弘樹君）本事業は、妊娠の可能性がある場合、妊娠判定に係る医療費を助成するものである。現在実施している妊産婦の健診費用の助成につながる一体的な事業の経済的支援として認識している。助成方法は、現在、医療機関、庁内法制部署と協議中であるが、基本的には窓口で医療費を払わないで済むようなやり方を予定している。例えば、市外の病院を受診して、そのような制度について医療機関との調整がつかなかった場合は、領収書を持っ

てくれれば償還払いできるように、基本的には窓口で払わず、現物支給、仮に払った場合でも償還払いというような形で進められるよう調整している。

○5番（杉本憲也君）現物支給なので非常にスピーディーにできるのではないか。こちらの事業が適用開始になる基準日はいつ頃を予定しているか。

○子育て支援課長（石井弘樹君）4月1日から実施したいと考えている。

○6番（重岡秀子君）初回産科受診料助成事業であるが、本会議場で説明があった際、これをやりたい、開始すべきだという、いろいろな問題というか、多少課題があったようなニュアンスに聞こえたが、いかがか。

○子育て支援課長（石井弘樹君）大綱質疑でお答えした部分もあるが、実施に至った背景は、妊娠の届出、母子手帳を交付、健やかな妊娠、出産のために、国では11週以内の届出が推奨されているが、毎年11週以降に届出をされる方が一定数いる中、その理由は、体の変調等、様々と思うが、少なくとも経済的な理由で病院受診できなかった人を本制度によりなるべく少なくしたい。例えば、望まれない妊娠などもあると思うが、人工中絶は期間が決まっており、手遅れになってしまうような場合なども踏まえ、安全な妊娠と出産のためにこのような制度を構築し、実施する計画を立てた。あわせて、期待する効果として、経済的負担を軽減する経済的支援と市としても着実な届出をしていただかないと妊婦であるかどうか、把握できないので、なるべく早く妊娠等の届出を速やかにしていただく中で、必要な方には必要な支援に持っていき、妊婦の現状を把握するには効果的な事業と考え、本事業を計画したものである。

○6番（重岡秀子君）若い人たちの現状とか、いろいろなことを踏まえて、大事な取組を新規事業で考えられたことは分かったが、こういうことがあるから安心して病院へ行くよう、どのように広く知らせていくか。望まない妊娠の当事者は情報に疎い方も多いと思うので、そのあたりで何か考えていることはあるか。

○子育て支援課長（石井弘樹君）本事業を実施するに当たり、現在もホームページ等で周知するとともに、本事業にかかわらず、子育て世代に対する情報発信はなるべくデジタル化したほうが届きやすいので、SNSを使った新たな情報発信も予定しているし、いとう子育てナビみらいのアプリなどもあるので、そういう様々なものを活用しながら情報提供、情報発信をしていきたい。

○委員長（篠原峰子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）質疑なしと認める。

10分間ほど休憩する。

午後 1時54分休憩

午後 2時 2分再開

○委員長（篠原峰子君）休憩前に引き続き、会議を開く。

次に、第10款教育費について質疑を行う。事項別明細書は251ページからになる。発言を許す。

○6番（重岡秀子君）伊東市各会計予算の公表資料の教育費の中に小・中学校の会計管理業務改善支援事業というので、インターネットバンキングを導入するというのは、どこの予算に入るのかということと、それから、もう少しその内容を教えてほしい。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（杉山宏生君）インターネットバンキングのところについては、その1の262ページ、小学校管理費の11の役務費、手数料323万2,000円の中に手数料として含まれているのと、同じく中学校管理費が266ページ、こちらの11の役務費の手数料の中に含まれている事業となっている。これが30万円強の金額であるが、これは学校のほうの会計が、現在、通帳を、例えば給食費とか校納金で学年費とか、いろいろなものの通帳を抱えている中で、これらをデジタル化、ネットバンキング化することによって一括の管理をする。要は、今まで通帳がかなりの数、聞くところによると15ぐらいとか20ぐらいあるとかと聞いているが、そういったものを1つにまとめることによって、パソコンのIDとパスワードによって、その中で管理できる。これから、仮に例えば振込とかをするような場合でも、市の会計に納入するものについては、帳票を使って手数料を省くために金融機関に行くが、そのほかのものについては、基本的に金融機関に行かなくてもパソコンで振り込めるということで、大分、会計的な部分の処理が早くなるとともに、そのためのネットバンクの維持管理手数料というのが毎月かかるので、その手数料を公費として負担するといったところである。基本的には全てのものが口座振替になるが、口座振替に係る手数料については各保護者の負担となっている。

○6番（重岡秀子君）分かった。それで、多分、これは一般質問の中でも聞いたかと思うが、学校の中で、今まで給食費は現金で集めていた学校と引き落としもあったと思うが、その辺も改善されるというか、現金を子供から集めるようなことも、これと関係しているか分からないが改善するのか。その辺はいかがか。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（杉山宏生君）今回の取組の目的は大きく2つあり、1つは、今、委員の言った教員の方、先生方に出金の業務とか現金を取り扱う業務を減らして業務の軽減化を図る、そういったことが1つ大きな目的であることと、来年度から金融機関の手数料とかがかなり大幅に増額するという話になっているので、それに対しても、こういうデジタル化をすることによって手数料の軽減化を図る。その2点が大きな目的としてある。

- 5番（杉本憲也君）まず、事項別明細書の254ページ、学校運営協議会に関し、次年度もまた学校数を増やしてコミュニティ・スクールを全市的に進めていくという方針かと思うが、これまでの実績とか次年度に向けた解決すべき課題をまず伺いたい。
- 教育指導課長（関野耕一君）これまでの実績については、令和4年度より富戸小学校、令和5年度より池小学校、八幡野小学校、対島中学校で学校運営協議会を始めている。内容としては、学校運営の基本方針の承認とか、学校運営について意見を述べるということを実績として挙げている。大きく言うと、学校の目標やビジョンの共有を互いに地域、保護者、学校で話をしながら進めていくというものが実績となっている。また、次年度に向けた課題としては、この次の年度、宇佐美小・中学校でやる予定であるので、宇佐美小・中を新たに始めるに当たっての学校運営というか円滑な運営ができるようにということが1点。それから、もう1点については、今までやっているところについても、これを開いたからといって1度に学校が劇的に変わるわけではなく、持続可能な中で、緩やかな形で保護者、地域、学校、それぞれがよさを引き出しながら1つの方向に向かうということが目標となっている。やり過ぎても駄目であるし、やらない過ぎても駄目であるので、そのあたりのことを学校と再度確認しながら進めていくということが今後の課題になるかと思っている。
- 5番（杉本憲也君）昨年度までの実績の中で、答弁で意見がいろいろ述べられてということがあがるが、差し障りのない範囲で結構であるので、どのような意見が出たのかということと、あと、結局、予算を使って地域で学校を支えるというところで、教員の皆さんの負担軽減というところも兼ねている中ではあるが、ただただ学校が示していただいたものを追認するだけの形式的なものになってしまうのはあまりよろしくないというところで、闊達な意見、質疑も含めて議論が交わせるような協議会で、建設的なものでなければならないと考えるが、そういった闊達な質疑、意見の議論を交わせるような工夫は来年度を見据えた中でどうなのか、その2点を伺いたい。
- 教育指導課長（関野耕一君）最初に具体例ということであるが、例えば会議の中で出された具体例の一つとしては、ゲストティーチャーは、学校はこういった方が欲しいといったところを、参加された方から、こういう方もいるということで紹介していただいたり、または逆に参加されている方のほうから、読み聞かせを学校の先生がやっているが、ボランティアでこういう形で入れてもらえないかというものもあったり、とある学校では、お祭りに参加する子供の数が少なくなってきたので、ぜひとも学校が協力して一緒に進めることができないかなどといった意見が寄せられている。それから、2点目の闊達な質疑、意見の議論を交わす工夫ということであるが、1つは事前の打合せ等で今度の議題等を委員の方に事前に伝えることで、それぞれ考えを持って参加していただいたり、一番は会自体が話しやすい雰囲気というか、学校とか会

議の敷居が高くて物を言えないというような雰囲気から、自由に地域の保護者、学校がそれぞれの立場で言えるというような雰囲気づくり等々を含めて今後進めていければ、闊達な意見交換になるかと思われる。

- **5番**（杉本憲也君）今、報告いただいた意見の中で、ボランティアとかゲストティーチャーなどとなると、その3の18ページにある地域学校協働活動事業との連携が不可欠になってくるのではないかということであるが、ここの事業と学校運営協議会との連携とかコミュニケーションをうまくリンクさせる取組とか、あと、地域学校協働活動事業についても予算が立てられているが、どのような活動をされたのかとか、次年度は何人分の活動が可能な予算を見積もっているのか、その点について伺いたい。
- **生涯学習課長**（山下匡弘君）地域学校協働活動と学校運営協議会のリンクというところについては、学校運営協議会に地域学校協働活動のほうへ携わっているコーディネーターという方が入っているので、そのコーディネーターの方が学校運営協議会に出て、意見やオーダーを地域学校協働活動の中でどのような人がいるか、出た方をどういうふうに行ってもらおうかというところで、その辺のリンクができていくかと思われる。また、実際に活動の実績とか概要については、令和5年度については、対島地区4校で延べ20回程程度の活動が実際あって、例えば富戸・八幡野小のシュノーケリング、池小の稲作活動、対島中では職業学習が実施されており、令和6年度になると、宇佐美小・中学校も加わり、6校の地域学校協働活動に対し、コーディネーターとして12人分の謝礼として173万6,400円と、その際、地域指導員の謝礼として1校当たり3万4,000円を生涯学習課のほうで確保している。
- **5番**（杉本憲也君）今の予算の内訳の説明の中で、コーディネーターとして12人分、6校ということなので、大体1校当たりコーディネーターになられる方は2名、複数配置するということがモデルケースとして考えられているのかどうかという点が1点と、あと各校に3万4,000円ずつということであるが、これは報酬であったり、あと、この事業のメリットの一つは保険である。何かあったときの保険が適用できるということも大きな活動のメリットとなってくるかと思うが、この保険料に関しては3万4,000円の中でやり繰りしなければならないのか、別枠になるのかという点はいかがか。
- **生涯学習課長**（山下匡弘君）まず、保険に関しては3万4,000円とは別に生涯学習課で確保している。それと、コーディネーターの配置については、予算上は6校掛ける2人で、予算は12名分取っているが、この辺はそれぞれの学校の実情であるとか、あとは人材の確保であるとかというところで変わってくる可能性はある。
- **5番**（杉本憲也君）学校によって2人配置することも制度上は不可能ではないということは分かったので、それはそれでよろしくお願ひしたい。

あと、それまでも学校と地域とで直接いろいろな行事のお願いをしたり、ゲストティーチャーのお願いをしたりとかというつながりもある中で、今回の地域学校協働活動事業に学校運営協議会が導入された学校については、これを使うことによって、報酬面であったり、保険面であったり、メリットがかなりあるかと思うが、この学校運営協議会を導入したところについては、基本的に学校から直接、実質的にはそうでもいいと思うが、制度的には、地域学校協働活動事業というものの制度を通じて学校と関わっていただくというニュアンスでよいか。

○生涯学習課長（山下匡弘君）地域学校協働活動については、コーディネーターがセットするものである。ただし、コーディネーターが地域学校協働活動とは別、あるいは今まで学校でやっていた中の取組として、この制度によらずとも、その辺は各学校の実情に応じてやってくれるのは結構であるが、これに乗ったほうが、実際にいえば保険が対象となったりするので、あとは学校のほうでどのようなところをオーダーしてくるかというところで決めていかれることになろうかと思う。

○5番（杉本憲也君）門戸を狭めるなということではなくて、せっかくこういう制度ができたのであれば、基本的にメリットも多いので、こちらのほうに誘導していくという形で教育委員会としてもお願いしていただければと思う。そうすることによって、学校の先生の負担軽減にも結果としてつながることになるので、お願いしたい。

続いて、その3の13ページの幼稚園給食に関して、こちらは非常に市民の方からもお声をいただくが、デリバリー給食の園でも、希望者には毎日給食を実施してほしいという意見をよくいただくが、来年度の予算の中でそういった取組は実現可能なのか。

○幼児教育課長（鈴木慎一君）幼稚園で開始したデリバリー給食は、開始当初の令和4年10月に先行で実施していた私立幼稚園の運用である週2回をベースに公立でもスタートして、今も週2回で実施しているところである。今回、この幼稚園デリバリー給食事業の予算についても、1年間を通じて週2回程度の80回分での5歳児の給食費無償化の経費ということで計上しているところである。毎日実施してほしいという声は大変うれしいことではあるが、デリバリー給食の実施に合わせて公立も私立も5歳児の給食費無償化を実施しているところであるので、もし毎日実施となると、公立も私立も3歳、4歳、5歳を共通して実施する必要があるということを見ると、実施に向けては、まず対応可能な受託業者を確認する必要があり、また、対応可能な受託業者が見つかったとしても、私立の側で毎日の対応が可能かどうかということも別途協議が必要になってくるというところがある。令和6年度に向けた池幼稚園での給食実施、こういった形で、現在、八幡野幼稚園で実施した学校給食方式をほかの幼稚園での展開によって、全園の幼稚園給食の実現を目指しているところでもあるので、デリバリー給食の毎日実施に向けては、引き続き保護者の声を聞きながらではあるが、まずは、ほかの幼稚園の給食

の展開スケジュールを固めることを優先的に進めていきたいと考えている。

- 5番（杉本憲也君）全園に幼稚園給食を進めていくことを優先にということではあるが、自費になってもいいから何とかお願いしたいという声もあるので、ぜひとも、今それを待っている間に卒園してしまうので、今できることは何かというところで前向きに検討いただければ大変ありがたい。よろしく願います。

学校教育については最後になるが、事項別明細書の262ページ、修繕費に関して、こちらは各学校のそれぞれ裁量で修繕が可能になってくるお金かと思うが、1点確認させていただきたいが、ほかの委員も指摘されているとおり、各学校、不備というか壊れているところが多くて、特に私が心配なのは、前も議場で質疑が何回もあったが、伊東小学校体育館の排煙の窓がまだ相変わらず壊れているのではないかと思うが、消防設備になるので、消防設備の不備は消防法上、使い続けても問題ないのか。そこがすごく心配なので伺いたい。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（杉山宏生君）消防設備の点検の是正勧告とか、いろいろ点検するたびに不備のことを言われるが、基本的には煙感知器のエラーとか熱感知器のエラー、あと防火シャッターの締まりが悪いとか、そういったものの指摘がほとんどである。一応、指摘があったら、すぐに対応するようにして是正を図っているが、何分、古い校舎で件数が多いものであるから、直したところから、また別のものが壊れていくというような状態で、慢性的に指摘が出ている状態である。費用が高くなるものについても、順次直すようには心がけているところである。今、委員の指摘のあった伊東小学校の体育館の窓については、体育館というか学校施設のそもそもの建築基準法とか消防法上の中では排煙設備というものがなくて、排煙窓と書いてあっても、設備上は排煙ではなくて通気窓の扱いになっていて、消防法上に修繕報告の義務は特にない。学校たるゆえんというか、学校が、ある程度、そういうものでは少し緩い部分があるので、ただ、再三、指摘いただいている中では、十分、窓の具合が悪いことは承知しているので、構造上、ちょっと特殊で簡単にすぐには直らないような話を聞いているが、来年度、その対応について、担当とも、学校とも協議しながら進めていきたいと考えている。

- 6番（重岡秀子君）先ほどの幼稚園の給食の問題であるが、もう少し聞きたいが、私もしっかりした認識を持っていなくて、八幡野小学校の給食を八幡野幼稚園に運び、それが今度、池幼稚園に行ったということであるが、週2回という認識がなかったので、今、幼稚園のデリバリー給食全体は週2回を原則にしているということと、5歳児だけ無償ということは、週2回分の給食費は皆さんが払っているかとか、希望者だけなのかとか、その辺の全体像をまず教えてほしい。

- 幼児教育課長（鈴木慎一君）まず、幼稚園デリバリー給食事業について、運用方法、運営方法

について説明する。委員が言うとおりに、基本的に八幡野幼稚園に関しては、令和5年度から八幡野小からの給食が開始されたので、週5回、給食は提供されている。来年度に向けては、1学期をめどに、ルートを拡大して池幼稚園も週5回の給食を実施するということを目指して予算を計上しているところである。残る5園については、池幼稚園も給食が開始されるまでの間、デリバリー給食ということで、令和4年10月から開始した制度があり、基本的には公立園では月曜と金曜の週2回、あらかじめ申し込んだお子さんについては、デリバリーの給食がお弁当の代わりに届く。そこは希望制であるので、強制というか年度当初に希望を取っているという状況があり、デリバリーの給食費、1食、1回400円であるが、この400円を1か月分、3・4歳については給食費としてお納めいただき、5歳に関しては保育園と幼稚園の5歳の保育無償化の一環の中で、無償化という形で給食費は頂いていない。これに関しては、質問と少しずれるが、八幡野幼稚園の給食費についても、5歳に関しては同じように無償化としているという状況がある。

- 6番（重岡秀子君）そうすると、5歳児以外は給食費を取っているということで、八幡野と池は、八幡野小学校から毎日給食があつて、有料であつてもあつて、ほかのところは希望者だけがデリバリー給食ということで、ちょっと複雑な制度になってしまっているなということで、これは小学校の無償化、この前、令和4年であったか、2学期、3学期を無償にしたときには、実にすっきりと幼稚園のほうも保育園も無償でいけたので、またその辺は不公平がないようにというか、八幡野幼稚園と池はいいなという感情も出てきてしまうと思うので、またその辺はよろしくお願ひしたい。

少し戻って、その3の3ページ、3目の教育指導費の中で、就学援助事業があるが、これは非常に工夫していただいて、内容も改善されて、増えてきていると思うが、全体の傾向として、令和6年度、この事業費を予算化する上で、全体として対象人数が増えているかどうかということと、この前、聞いたように思うが、入学準備費について、始めたときには入学に間に合わなくて7月支給だったということであるが、入学準備費はどのような扱いをされているか、まづ伺う。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（杉山宏生君）まず、来年度予算に向けての対応であるが、全体的には、若干増える可能性があるかと思いつつも、ほぼ前年の状況に合わせている状況になっている。入学準備費については、対応としては……。
- 6番（重岡秀子君）もう1回質疑する。入学準備費なので、前年の3月に、それが支給されれば非常に助かるわけである。今、それが令和5年度の3月にもそういう形になっているか。その前は途中で決まったので、次の年度になって、1学期の終わりに支給されたようなことを聞いているが、その辺の経過について、現在はどうなっているか。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（杉山宏生君）申し訳ない。入学準備費については、1月に認定会があり、1月のときに認定で間に合った方には、先月、もう既に認定された方については振り込まれているのではないかと思っている。そこを何らかで逃してしまった方、漏れてしまった方というか、収入の関係で見直す形になった方については、年度を越して4月に今度認定会があるので、4月の認定会の中で認定されるとか、そういった方については、ちょっと間に合わないという状況になろうかなと思っている。
- 6番**（重岡秀子君）分かった。以前は入学準備費はなかったのが、大変これも前進と思うが、先ほどの学校でのお金を扱わないということから、就学援助費というのは、かつては結構学校の事務でやっていて、私なんかも一人一人計算して袋に入れて配付した経験があるが、今、このお金の動きはどのようにされているのか。
- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（杉山宏生君）こちらについては、本人の口座に入るようになっている。
- 6番**（重岡秀子君）続けてお願いします。同じ3ページの教育実践事業の中で教育支援センター経費は不登校の対応だと思うが、教育支援センターというのは、なぎさの中にあると考えていいのか。また、今、なぎさで子供たちに学校外の学びを保障すると同時に、どういう感じでこのセンターが活動しているか、少し具体的に教えてほしい。
- 教育指導課長**（関野耕一君）教育支援センターの中であるが、なぎさが入っているのと、相談室、以前市役所の中にあったものを支援センターのほうへ移しているの、大きく分けると2つの施設が入っていることになる。そこでの活動状況であるが、基本的に子供の自習体制を整えると同時に、週に1度程度、体育館に行って体育を行ったり、講師を一定の割合で呼んで、お花をやりたり、カヌー体験とか、いろいろな体験をやっている状況である。
- 6番**（重岡秀子君）承知した。不登校が全体的に増えている中で、令和5年度3学期現在の状況で、この支援センターで学習支援を受けている子はどのぐらいいるのか。できれば学年の傾向なども分かたら教えてほしい。
- 教育指導課長**（関野耕一君）登録はしているものの来たり来なかつたりという状況があるので、具体的にどの数字で答えていいか難しいが、毎日の平均は10人に満たないぐらいである。こちらで受けている報告では、少ないときは3人ぐらいのときもあるし、多いときは10人近いときもあって、平均でいうと七、八人の来室である。
- 6番**（重岡秀子君）一緒に聞けばよかったが、これは教育支援センターを兼ねているので、スタッフは子供の指導をしたり、相談に乗ったりということになると思うが、何人体制で、どのような感じでやっているのか。
- 教育指導課長**（関野耕一君）主になぎさを担当している方が4人、相談室のほうは1人だが、

同じ場所でやっているの、お互いに協力体制でやっている。ただ、毎日の勤務ではないので、その辺はローテーションを組んで、常時2人か3人は必ずいるようにして進めている。

○6番（重岡秀子君）続けて、6ページの関連で、いじめ・不登校対策事業があるが、一番上の説明には児童・生徒及び家庭への支援・指導の充実を図るという説明しかないが、これは具体的に新年度予算では、中学校に対して3人の免許を持つ教員を配置するという説明があったが、この事業でいいのか。

○教育指導課長（関野耕一君）今、委員がおっしゃったように、中学校で3名の配置を考えている。南中に1名、北中と宇佐美中で1名、対島中と門野中で1名の計3名である。内容としては、学習指導と、学校の教職員もしくは家庭、あと関係機関、先ほどのなぎさ等との連携も含めて幅広くやってもらおうと思っているが、何分、今年度から始める事業なので、まずは子供の安全な見守りと学習指導を中心に、徐々に活動範囲を広げていけたらと考えている。

○6番（重岡秀子君）承知した。今までの状況も聞きたいが、やはり別室登校というのは、この事業を来年やる以前から、いろいろな学校であったのではないか。そこへ支援員がついていたが、私の聞いた話では、免許を持っていないために、別室で学習したいと思う子たちに対して、その辺がスムーズにいかなかったのが、この事業が考えられたのではないかと想像する。別室登校について、現在までの状況はどうか。

○教育指導課長（関野耕一君）まず、別室登校に来ている子供の数については、学校によって差があったり、日によって差があるが、南中あたりでは常時何名か来ていると聞いている。そういう中で、委員がおっしゃったように、支援員については、教員免許を持たない場合、目的に沿わない不登校の支援というのは基本的に行うことはできないと考えている。ただ、状況によって、特別支援教育支援員等は、その特別支援教育という分野において関わりがあると認めたときには別室でも支援することができるが、最初から不登校のための支援員ではないということで、そこでなかなかスムーズにいかなかったのではないか。その辺を総合的に考えて、今年度から、今まで教員が授業がない時間にそばについてやっていたところに、教員免許を持っている相談員を配置して、教員の負担軽減並びに、その子たちの多様な学びの場を確保したいという考えで始めたところである。

○6番（重岡秀子君）免許のある教員を別室登校にきちんと配置するという事は一歩大きな前進だと思う。今、小学校でも不登校が増えている中で、せめて中学校には、全校配置を要望したいのではないと思うが、何とか2校に1人というところであってもやっていけるのか。できれば思い切って全校配置という要望も出すべきではないかと思うが、いかがか。

○教育指導課長（関野耕一君）先ほど申し上げたとおり、子供の数については学校によって差があるので、今年度は暫定的にこういう形で始めた。今度の1年間でこの状況を検証して、来年

度以降、拡大するかどうかについて考えていきたい。全校配置等になると、人材も全てそろえなければいけないので、正直、12人、各校に配置するのは非常に難しい状況があるので、全体的に1年間検証して、この人数が必要だということで最善の方法を模索していきたい。

- 6番（重岡秀子君）承知した。言葉が足りなくて申し訳ない。せめて中学校は5人、各校に配置できたらよかったのではないかという意見である。

私も、加配があって、小学校のときに1回、別室登校の仕事をしたが、4年生のときから6年生になるまで一日も来られなかった子が、担当がいるということで、卒業のときに1年間、別室で勉強できて、卒業文集も書けたし、もう1人の子は場面緘黙で、教室に行ったら一切話せない女の子で、その子も6年生だったが、私とは授業ができたが、ただ、話さない。給食も、教室だと食べられないけれどもその部屋だと食べられるということで、やはり人の配置は非常に重要だと思うので、ぜひ、せめて中学校だけでも、絶対需要はあると思うので、その辺はこれから要望して行っていただきたい。

- 3番（大川勝弘君）いろいろ聞かれたので、私からは2点だけ確認したい。まず、その1の264ページと268ページの小・中学校の照明のLED化設備だが、議場でも、蛍光灯管がなくなることにあわせて全てをLEDに換えるということだが、ここで全部換わるのか。あと、五、六年前からLED化が進んでいて、LEDが蛍光灯に比べて暗いのではないかという指摘がもともとあったが、その辺も含めて、この工事内容を含めて答弁いただきたい。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（杉山宏生君）小・中学校のLED化については、議場でも答弁したとおり、今後、直管型蛍光灯が生産中止になるので、全てLED管に換えていくことになると思う。既にLED化している学校もあるが、来年度、小学校については一応3校予定している。大池小、八幡野小、池小で、少し工期をずらしながらやっていこうと思っている。来年度に入って早々に取り組んでいきたい。中学校は北中1校考えている。

あと、暗いのではないかということだが、一応照明のルクスのなものについては十分検討しながら発注している。感覚として暗く感じてしまう人がいるとか、その辺はなかなか難しいと思うが、数値的には決して暗くなってしまったということはないと思う。

- 3番（大川勝弘君）承知した。これはもうLED化するしかない方向なので、それはお願いしたい。

もう1点だけ、同じく264ページのスクールバス運行管理業務委託料が7,900万円ということで、結構いい金額だなと正直思う。600人の子供たちが4人1台でタクシーに乗って、往復2,000円かかったと仮定して、それを230日続けると年間6,900万円である。また、単純に定期を与えて、年間3万円の定期を600人で、600人全員というのは本当はあり得ないが、2,000万円弱ぐらいである。いろいろ選択肢がある中で、今、丁寧だ

が、ずっとこういう方針でやるのか、慣れてきたら高学年を定期制にするとか、そういう方向性も含めて、今回、何でこの金額になったかなど含めて答弁いただきたい。

- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（杉山宏生君）今回のスクールバスの金額は、確かにかなり高額になっているが、基本的にその主な原因は、国土交通省から示されるバス運行の基準額というのがあるって、その距離1キロメートル当たりの単価が110円だったものが140円が下限になって、下限から上は幾らでもいいが、140円以下は駄目ということで、もう一つ、バス運行の1時間当たりの単価というのがあるって、5,310円が6,820円に上がる。これらとバスの運行時間と距離を組み合わせると算出された数字が今回のものである。なおかつ、今年対応し切れなかった面も多々あって、来年度、帰るだけで18パターンあって、このうち半分は1日だけとかだが、そういうものに対応する上ではどうしてもこの金額になってしまう。我々も、当初、学校を統合するときに地域協議会とかPTAとかで話し合われた中では、スクールバスの導入に当たっては、路線等を組み合わせたり、いろいろな提案をしてきたが、最終的には話し合いの中で、この形、どうしても全てスクールバスをという話だったと思うので、そこについては尊重しながら、今後については、子供の人数も減っていくとか、乗り場の人数が動いてくるなど、ある程度費用対効果も見なくてはいけないと思うので、そこについては有効な方法を検討していきたいが、しばらくはこの形を踏襲すべきかと考えている。
- 委員長**（篠原峰子君）質疑の途中だが、東日本大震災により犠牲となられた方々に黙禱を捧げるため、暫時休憩する。

午後 2時44分休憩

午後 2時47分再開

- 委員長**（篠原峰子君）休憩前に引き続き、会議を開く。
- 5番**（杉本憲也君）事項別の284ページの新図書館建設事業費に関して伺う。その中でも新図書館再設計業務委託料について、この支出を本当にする必要があるかという観点で伺う。
- なぜ私がこれを聞くかというのと、近年、令和4年3月22日に、釧路の地方裁判所で、釧路市が運営する公立病院の新しい建物の建設で、設計を民間業者にお願いしたら予算オーバーの問題が発生して、それで契約義務違反によって契約解除になって、損害賠償請求で市が事業者を訴えた事案で、裁判所が、予算オーバーした設計は債務の本旨に従った履行とは言えないと判断して、債務不履行を認めた。また、令和3年4月8日の東京地裁の判決も、設計会社は予算を目安として留意しつつ設計業務をすべき義務を負っていると認定した。そうすると今回も、伊東市の新図書館の問題は、まさに予算オーバーというところが出発点になっており、似たところがある。

今回の伊東市の場合、今度する契約ではなくて、そもそも最初の図書館設計業務委託の契約が、きちんと債務の本旨に従った履行がされていないのではないか、この契約は終わっていないのではないかということで、今回、そうであれば追加料金を払うことはなくて、前の契約の中でやり直しをしてもらえる可能性があるのではないかというところで質疑する。

そもそも、もともとの設計について、予定の上限の予算額が37億円だが、37億円であることについて、設計会社と共有されていたか。その事実を裏づけるような契約書とか仕様書等、書面で何か残っているか。

- 生涯学習課長（山下匡弘君）このもともとの設計については、令和3年度から4年度にかけて実施した設計業務の中で、建設地の地盤調査や掘削による敷地の状況確認を踏まえ、液状化の対応や既存埋設物への対応を含めた事業費の増額のほか、本市のみならず、全世界的に発生している物価高騰の影響に対応すべく、定期的な概算コストの算出を行い、コストの妥当性を検証しながら検討を進めてきた。公共建築における設計業務については、公共建築工事積算基準にのっとった建築積算を行って、監督員である市の確認を得て進めてきた経過がある。つまり、コンクリート等の各種部材で単価が定められているものについてはその単価を採用し、単価がないものについては複数者からの見積りを取得する中で、それらの金額を積み上げて設計を実施してきた。

しかしながら、さきに申し上げた公共建築工事積算基準については、最新の市場価格の改定を織り込んでも、改定が発表されるとき単価は、その後の入札時の市場価格に合致しておらず、価格の乖離が生じ、本市のみならず他自治体案件においても不調が相次いだところである。ご指摘の37億円が共有されていたかの質疑について、契約書や仕様書等の書面はないが、間違いなく設計事務所から出された事業費をベースに、建築住宅課の技師と連携する中で予算要求を行ったもので、37億円の金額については、業者とも共有しながら設計を進めてきた状況がある。

- 5番（杉本憲也君）では、今の答弁によると、この37億円が予算の上限であることについては設計会社との間で情報共有されていたということになると、その設計会社は、この37億円を上限として建てられる建物を設計する義務が当然あったということになると思うが、いかがか。
- 生涯学習課長（山下匡弘君）もちろん37億円というところで、上限を考えながら設計してきた。
- 5番（杉本憲也君）そういう義務があつて、そういう義務が守られていないのに、やり直してほしいとか、そういうことは言わなかったのか。
- 生涯学習課長（山下匡弘君）その37億円に向けて設計してきたが、入札公告後の価格高騰が

その37億円を上回ったという認識である。

- 5番（杉本憲也君）市の見解としては、37億円で建てられると思ったけれども実際は建てられなかったということで、そうすると、完成品をチェックするに当たって、きちんと37億円で建てられるかどうかの検証がされなかったということで、設計者側というより、市のほうできちんとチェックし切れなかったということになるが、でも、そんなわけはなくて、きちんと協議しながらつくってきているし、しっかりと37億円で建てられるということをお願いして、それに基づいてやっている。そこはコミュニケーションはきちんと取れていたのか。
- 生涯学習課長（山下匡弘君）先ほど申したとおり、37億円という数字は意識しながら設計、あるいは公共建築積算単価などを参考に積み上げた数字で入札を公告している。
- 5番（杉本憲也君）判例などでも、先ほど言った予算オーバーしないようにする義務がある中で、その義務を守っていないということで、出された設計図の建てられると言われた金額と実際にかかってしまう金額の開きが大きいと、やはりそれなりに義務が認められやすくなることがあるので、入札が不調になっているが、結局、この入札金額は幾らで、予定予算額37億円とどの程度開きがあったのか。
- 生涯学習課長（山下匡弘君）令和5年5月に実施した新図書館新築工事の入札金額については非公表とされており、実際の入札額との乖離については当課では把握していない。
- 5番（杉本憲也君）非公表ではあるが、この部分はすごく重要なところで、予算オーバーにならないように建られてる義務が守られたかどうかというのは、この予算オーバーの幅がどれぐらいかということが重要であるが、公表されていないということなので、この場で強く言っても多分出てこないと思うので、もう一度、そこがどうだったのか、5,400万円もの公金をさらに出すか出さないかの本当に重要な話になるので、ここはしっかりと検証していただきたい。

もう一つ、見積りにについてもいろいろ積算を行ったということだが、総工費の見積りの積算根拠については、誰がどのような指示をして行ったのか。

- 生涯学習課長（山下匡弘君）設計業務の進め方については、伊東市新図書館基本計画、基本設計及び実施設計等業務委託特記仕様書の中に規定しており、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書をはじめ、適正な建築設計を実施するための各種基準を準拠するよう命じているほか、単価については積算基準に基づいて算出し、または刊行物掲載価格、見積価格等を参考にして適正な価格を採用するとして、かつ見積り先を3者以上から取得するよう仕様書にして明記するとともに、明確に指示をしている。
- 5番（杉本憲也君）市側からそういう基準でやってくださいということだが、実際は、その基準に従って見積りをすると、全く建てられない、不可能ということになるのではないかと。

なったときに、市が、実際建てられない見積りの積算根拠を使って建ててくれと依頼したら、そもそもその設計は実現可能性がないものをつくってしまったということ、それはそれで市側の落ち度という話になりかねないが、その点についてはどう考えるか。

○生涯学習課長（山下匡弘君）やはり単価については、どんな単価を使ってもよいというわけではないので、その中で公共の積算の単価とか刊行物掲載価格、見積書等に基づいて積算したものと考えている。

○5番（杉本憲也君）では聞き方を変えるが、再設計をお願いするが、その基準を使うと、また建てられないのではないか。そこは大丈夫なのか。

○生涯学習課長（山下匡弘君）ご指摘の懸念については、当方としても入札が成立するまでは拭えるものではないと考えており、従来計画の入札執行時については、コロナ明けで都内を中心に大型の工事案件が加速したこと、大阪万博の影響で全国的に労働力が不足していたことに加えて、静岡県内で申し上げれば、トヨタウーブンシティの大規模工事により県内の労働力が不足していたことなど、物価高騰に加えて時期的な要因も加わり、各種ゼネコンが地方の案件に手を出しにくい状況であった。再設計後の入札においては、今申し上げたゼネコンの受注状況も考慮しつつ、その時期の設定にも留意していきたいと考えている。

○5番（杉本憲也君）もともと37億円という上限が決まって、それでお願いしますと言って、その設計屋は建てられますということでもらって、でも実際は建てられなかった。再度、再設計で規模を縮小するにしろ、その金額で建てられるものをお願いするわけであるが、その算出基準、積算基準が実際の情勢価格に全く見合っていないものを使ってやるのであれば、再設計をしても37億円で建てられなかったとなったら、また再々設計でお金を払うのか。

○生涯学習課長（山下匡弘君）再々設計にならないように、今回の失敗を生かして、入札が次回成功できるよう努めてまいる。

○5番（杉本憲也君）今回、そういう形で、本来であれば37億円で建てられるものをつくってほしいと言って、37億円で造られるものが送られてきたが、先ほど紹介した裁判例、皆さんに配ってあるが、そういうものを踏まえて、市として、これまでに設計会社に対して、設計が予算オーバーするものは設計業務の完成品としてよろしくない、作り直してくれという申入れをしたりとか、今後、設計会社に対して、前回の契約の中でこんな追加料金を払うことなく設計のやり直しをしてほしいと、市として強く申入れをすべきだと思うが、どうか。

○生涯学習課長（山下匡弘君）令和3年度から4年度にかけて実施した設計業務については、当時の適正な価格を積算し実施したと認識しているので、未完成であるとの認識はないことから、そのような申入れをする予定はない。

また、委員ご指摘の釧路市の前払い金返還請求事件については、受注者が市の指定と異なる

基準単価を用い、建築価格が予算額を超過し、その上、通常の履行期間を延長したにもかかわらず成果品を納品できなかったことが契約義務違反とされたものであり、一方、本市では、前回契約において、設計会社は市が指定した工法、単価での積算により期限内に成果物を出しており、不調となったのは提出後の市場価格高騰によるものであると考えられることから、設計会社に損害賠償請求や設計のやり直しをさせる予定は現在のところない。

- 5番（杉本憲也君）結局、契約違反はなかったということだが、本当にそうなのか。積算根拠、市がこれを使ってくださいというものが、まずは設計開始から設計完了まで、事情の変化はあるにしろ、仮に設計開始時にその基準を用いて設計がされていたら、その時点においては37億円で、しっかり枠内で建設が可能だったということを立証できるようなものはあるか。

- 委員長（篠原峰子君）暫時休憩する。

午後 3時 1分休憩

午後 3時 4分再開

- 委員長（篠原峰子君）休憩前に引き続き、会議を開く。

10分間ほど休憩する。

午後 3時 4分休憩

午後 3時12分再開

- 委員長（篠原峰子君）休憩前に引き続き、会議を開く。

- 5番（杉本憲也君）先ほどの件に関しては、もう一度しっかり設計会社と話し合いをしていただきたい。市の大切な公金を支出するに当たっては、前提となる事実でやるべきことはないのかということは、もう一度お願いしたいと強く申し添えたい。

また、議場等で同じ業者に委託をするという話も聞いているが、そうであれば、一度、予算オーバーをしているので、しっかりとチェックをしていただいて、今度こそしっかりと目的に沿った設計をしていただきたい。

もう1点、この新図書館の設計に関して、私が心配なのは、この新図書館に関しては大切なものだと思うし、いち早く造るべきものだと思う。充実化しなければいけないと思う。ただ、基本構想というビジョンを伊東市はつくったので、基本構想を実現するために必要十分な施設として前の設計図が出てきた。新しい設計にしてスケールダウンすることになると、この基本構想でやるべきことが全部網羅されてしっかりと反映して実現できるのか、中途半端なものになってしまって、市民に、何だよとがっかりさせるものになったらいけない。ここの部分について、本当に基本構想を実現するに当たって必要十分な設計ができるのかどうか。また、

そもそも、この図書館に関しては37億円という上限数字が独り歩きしている。本来であれば、新図書館に必要なものはこういうもので、ビジョンは何か、それに必要なものは何かと積み上がった結果、幾らになるということをやっていく必要があると思うが、予算ありきみたいな形で進んでしまっているところについて大変危機感を覚える。なぜ予算上限ありきでなっているのかも含めて伺いたい。

- 生涯学習課長（山下匡弘君）基本計画にのっとりた従来計画による整備ができればベストだったと思う。ただ、物価高騰が不透明な中、後年度負担を考慮する中で、従来計画で進むことはリスクが大き過ぎると判断した。現図書館においては、施設の老朽化が著しいこと、文部科学省の基準から大きく乖離しているという前提がある中で、今建設する必要があると考えることから、リサイズにより従来計画よりも規模は小さくなるが、今の図書館よりも提供できるサービスも増えると考える。今後、各種機能の整備や柔軟な運用を可能とする合理化をしていくことになるが、アンケートでいただいた意見などの皆様の想いは、可能な限り詰め込んでいきたいと考えている。

予算上限の話については、平成29年度から検討に着手して、これまでに多くの意見を伺う中で進めてきた。そのような経過の中で、市としては、従来計画が実現することで、コンセプトに掲げる夢と未来を育む図書館の実現ができることと認識していたが、目下の社会情勢の変化によって入札不調となった経過がある。これまで申し上げているとおり、従来計画においては、国費や条件のよい起債を充当することで、市民の皆さまの後年度負担の平準化に努めてきたが、今後の社会情勢が先行き不透明な状況において、全体事業費を増額して従来計画のまま進むことも選択肢の一つであったが、先ほど申し上げたとおり、国費の増額が見込めず、一般財源からの支出も大幅に増えると見られるところから、将来的な市民の負担をはじめ、従来計画で進むことのリスクを総合的に考慮する中で、従来計画の際に想定していた予算額を目安に、リサイズ、縮小といった判断をして、この再設計予算を計上したところである。

- 5番（杉本憲也君）今答弁いただいたが、担当課だけの問題ではなく全体として考えなければいけない。市民はスケールダウンすることによって基本構想の目指すべき姿が実現できないのではないかと不安を抱えているので、トップである教育長、副市長がいらっしゃっているので、ここにおいて、仮に再設計をしたとしても、目指すべき基本構想は全て実現できるという前向きな力強い言葉をぜひいただきたい。

- 教育長（高橋雄幸君）図書館については、昭和55年に造り、もう44年たっている。非常に老朽化が激しく、その中で学習する子供たちのスペースも少なく、蔵書も少ない中で、伊東の文化の向上や、さらに市民の要望に応えられるように、図書館については未来へつなぐ未来への投資だと思うので、これについては教育委員会が所管しているが、市長部局と連携しながら、

しっかりと確実に造っていくように、議会の皆さんの意見も聞きながら、伊東にとって必要ないい図書館を造っていきたくて強く思っている。いろいろな意味で、また支援していただきたい。

- **5番**（杉本憲也君）教育長から言葉もいただいたが、私も図書館を造るなということではなく、一日でも早くビジョンにかなうものを造っていただきたい。むしろ前回の設計を見ても、まだまだ足りない部分、もっと実現できる部分があるのではないかと思うので、予算上限ありきは後年度負担を考えてということであるが、ここは未来への投資なので、予算ありきではなくて、何が今必要なのかという観点で、それが仮に何億円になろうが、今の伊東市にとって必要なのだという自信がある図書館をぜひ造っていただきたい。この点については、まずは、前の設計でちゃんと追加支出なくできるかどうかという検証もしっかりしていただいて、軽々に5,400万円払うのではなく、できることをまずやった上で、よりよい図書館になるために使っていただきたい。

その3の21ページで、文化財調査事業に関して予算が計上されているが、次年度予定されている主な調査箇所を公共施設も含めて分かっているところがあれば伺いたい。

- **生涯学習課長**（山下匡弘君）調査箇所については、現状、石丁場の測量が予定されている。そのほか文化財調査については、包蔵地内の開発事業に伴う発掘調査を行うので、多くは建物を建設する際に行うもので、都度、申請があり次第、包蔵地内に開発するような場合は、発掘調査を行っていく予定である。

- **5番**（杉本憲也君）今、石丁場の部分を調査するということであるが、もう少し詳しくどこの場所のこういったところをやるのか、分かれば教えていただきたい。

- **生涯学習課長**（山下匡弘君）広いので、今、場所の特定はできないが、宇佐美の測量調査になるかと思う。

- **5番**（杉本憲也君）そういった部分も後世に残すものとして、しっかりと調査をしていただきたい。

その3の25ページに学校開放事業がある。それぞれの学校が対象になってくると思うが、議場でも話題になっていたが、旧川奈小学校は学校開放事業の対象になっているのか。本来であれば廃校と同時に用途廃止をして、普通財産に戻してという形になってくると思うが、現状、この旧川奈小学校はどうなっているのか。

- **教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長**（杉山宏生君）学校開放のところであるが、財産のことになるので、教育総務課で答える。旧川奈小学校も学校開放事業の対象として行っている。用途廃止の件で、学校としての用途は廃止している。ただ、教育財産としては処分をしていない状況にある。旧川奈小学校が廃校になると決まる段階の中で、その後の活用について、

地区の方からもいろいろな意見があったので、教育財産として、まずその後の利活用ができな
いかという検討をしたこともある。内容としては、適応指導教室なぎさを持っていくとか、言
葉の教室を持っていくとか、あるいは幼稚園給食の配給基点として活用するとか、そういった
ものも検討したこともある。全部実現には至っていない。教育財産として、どういったことが
活用できるか、なおかつ、学校開放事業としては、既に利用者があったことで、そういったも
のを有効利用させるために、次の方向性が見えるまでは教育財産として所持しているほうがよ
いということで、まだ財産処分は行っていない。

○5番（杉本憲也君）現在、教育財産ということなので、今後は利活用のところでかなり議論に
なるが、そうしたときには、まず教育委員会で用途廃止の手続きを取って、さらに市で決定をし
ていくというワンクッション追加でやらないと活用に向けてうまくいかないということによ
いか。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（杉山宏生君）先ほども言ったように、これまで
も方向性について、案が出ては消える状態が繰り返されているので、ある程度の案、方向が固
まった中で、教育委員会の定例会で財産の処分等について審議をしていただこうと思っている。

○5番（杉本憲也君）この点については、教育委員会もなかなか人員が足りなくて大変な状況も
あると思うので、直前になってばたばたするよりは、余裕を持って、普通財産にするなら普通
財産に先にしてしまったほうが後々の負担軽減にもなるのではないかと思うので、検討をぜひ
お願いしたい。

事項別明細書296ページ、賄材料費に関して、国とか農協は全体の指針として環境調和型
農業という、環境負荷が大きい化学肥料とか農薬を極力使わない農業の推進にシフトチェンジ
を図っている。こうした農業を通じて生産された有機農産物の大きな販路として、農林水産省
とか農協は学校給食を想定している。その受皿となる賄材料の部分において、近隣の伊豆市、
三島市、伊豆の国市では、既に有機農業の取組を開始して、伊豆の国市では2月16日にオー
ガニック食材を使用したオーガニック給食を全市を挙げてかなり積極的に取組をしているので、
伊東市としても、この流れの中で乗り遅れることなく進めていく必要があるのではないかと
いう観点で、本市における来年度の賄材料費に係る学校給食のオーガニック食材の活用の見通
し、活用にあたっての課題についてはどう考えるか。

○教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（杉山宏生君）オーガニック食材の給食への提供
についてであるが、給食で提供するにあたって、いろいろな品質の検査を通して子供たちに提
供しているもので、まずは食の安全の確保、品質の確保が最重要であると思っている。また、
現在、伊東市の場合には給食センター、学校共同調理場、単独調理場と3パターンに分かれた
給食の提供をしているが、それぞれ必要とされる食材量が違うので、オーガニック給食で提供

できる量が、どういったものがどれぐらいの量で確保できるのかという確認と、それらが比較的、価格的に高めになる傾向にあるので、それが皆さまから頂いている給食費の中で賄えるかという検証と、提供される方とこちらで受け取って調理する側で合意形成が図られて、非常時の場合の連絡体制など、そういったことを確立していくことが大事だと思っている。

- 5番（杉本憲也君）有機農業に教育面からのサポートしていくのは非常に大事なことである。国を挙げての推進にかじが切られたところなので、乗り遅れることなく、課題はいっぱいあるかと思うが、前向きに何ができるかというところで、ぜひ取組をお願いしたい。

最後に、聞き忘れたが、新図書館の関係で、議場で源泉の調査をやっていくという答弁があったと思うが、源泉調査の予算は新図書館再設計業務委託料の中に入ってくるのか、どこになるのか。

- 生涯学習課長（山下匡弘君）源泉調査については、5年度予算で調整中である。
- 6番（重岡秀子君）今、学校給食の問題があった。その3の28ページで、これは学校給食センターのほうであるので、学校給食費保護者負担軽減事業で1,002万4,000円、学校調理場運営事業で411万4,000円、合計1,413万8,000円が高騰値上げ分を給食費に上乘せしないための軽減事業だと思うが、これはどれぐらいの食材の高騰を見込んで、何%、こういうふうに公金で補助するというか、どういう計算になっているか。
- 教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長（杉山宏生君）今回の値上げについては、5年度は当初5%程度で見込んでいたが、これでは賄い切れないということの中で補正予算を計上した。当然、まだまだ上がっている状態であるので、物を減らすとか、そうすると、金額はそのままいけるが、そういったことはしたくないので、質を考えた場合に8%から10%ぐらいの算定の中で今考えているところである。
- 6番（重岡秀子君）それだけ食材費、給食に関しても物価が上がっているということで、それが一つの事象になるのではないかと思う。

戻ってしまって申し訳ないが、図書館のことについては杉本委員が大分意見を言われて、私も設計の専門家の方と話をすると同じような意見は聞いているが、重複することは申し上げない。一つ確かめたいのは、6年度の再設計について、大体5,500万円ぐらいの新たな予算が出ているが、一番最初に令和3年度の決算であると、基本設計では5,264万円、その後、実施設計では4年度決算で1億705万2,000円で、建設に入るまでに既に2億円以上の設計のための経費がかかっていると思うが、そういう認識でよいか。

- 生涯学習課長（山下匡弘君）令和2年度から着手したところで申すと基本構想で715万円、令和3年度、基本計画、基本設計、測量、地質調査などで5,189万8,000円、令和4年度実施設計、確認申請などで1億774万6,000円、合計で1億6,679万4,000

0円が新図書館の建設に向けて使われた金額として算定できると思う。

- 6番（重岡秀子君）それに再設計が加わるので、これがうまくいったとしても既に相当の費用が建設にかかっているということで、まず、それを認識しなければいけないのではないかといいこと。この間、競輪の収益をどうするのかという補正予算の質疑のとき、総務部長が図書館、文化施設の設置基金に9億円入れるといったときに、図書館建設に対して、国からの補助金が15億円予定されたが、それも不確かになったのでとの答弁をされて、私もその辺が不安になった。国費で15億円の見込みをしたが、この辺については今後7年の入札になるので、その見通しはどうか。
- 委員長（篠原峰子君）重岡委員、議題から外れないように。
- 6番（重岡秀子君）そうであるが、建設予算に関わる。建設予算に15億円の国費を見込んでいた。37億円の中に15億円は国費だという予想をしていたのは変わらないかとの話であるので、建設費に関わるお金である。違うか。関係ない質疑か。
- 生涯学習課長（山下匡弘君）令和5年度の国費として2億2,420万円だったかと思うが、こちらについては割当てはあったが、今回建設ができなかったということで返還している。国費については改めて取得するため、6年度に概算要望、本要望を通じ、6年度3月に新たな都市再生整備計画を提出し、国費の取得を目指すところである。
- 6番（重岡秀子君）分かった。国の補助金は求めていくということで、まだはっきりしないがということではいいか。先ほど杉本憲也委員の質疑の中で、入札不調になったが、その金額については公表できないとのことであるので、この議論はなかなか難しいと思う。ただ、私たちが建設について新たに設計し直して目指すのかといったときに少し心配になるのは、全体で2割の面積を削るということで、それなら、もともとの37億円でやれるのではないかという予想を立てていると私は理解しているが、2割程度小規模にすることで今までの予算で造れるという、そのことは大丈夫なのか。
- 生涯学習課長（山下匡弘君）2割削減というより、2割以上の削減というところで設計していきたいと考えている。
- 6番（重岡秀子君）分かった。広さだけなのか。材質というか、工事に使う材料も吟味しているのか。その辺のことも分からないのでお聞きしたい。
- 生涯学習課長（山下匡弘君）その辺については、再設計の過程の中で一番コスト減に利くような材質を用いることで実現していきたいと考えている。
- 委員長（篠原峰子君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（篠原峰子君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

○5番（杉本憲也君）本議案に関して賛成の立場で討論する。

私がこの予算を審議した中で一番気になるのは、先ほどの質疑の中にもあったように、新図書館再設計業務委託料の支出の必要性になる。本来であれば、こちらを単純に削減する修正案等を出したいが、この委員会の中では歳出に関わってくるので、分割付託している特性上、そういった施策が取れない。また、予備費に積み直すということも総務に関わってくることになるので、できないという状況の中、ただ一方で、新図書館の建設というのは、私自身、本当にしていただきたいと思う事業であるので、このビジョンに合うものを立てていただきたい。その中でどうするかというと、議会の中では款項までしか議決事項ではなくて、目節については行政当局の裁量にお任せしている仕組みの中ではあるが、どうしても私からお願いさせていただきたいのは、先ほども申したとおり、新図書館再設計業務委託料に関しては、単純にただ出すのではなくて、もう一度出す必要があるのかどうかを検証し、設計会社と交渉していただいて、そして減額の可能性、ひいては出さずに前の契約でやれるのかどうかを徹底的に議論した上で支出するかどうかを判断していただきたい。仮に少しでも減額ができる、支出しなくていいとのことであつたら、同じ項の中にある第1目の文化施設整備基金、こちらは図書館を整備するために使う、こういったお金に大切に移していただくなどして有効にお金を使っていたいただきたい。その点を申し添えて賛成の討論とする。

○6番（重岡秀子君）やはり分割付託しているので、この予算というのは福祉文教委員会の中ではなかなか決定できないが、今までの議論をまとめて考えて、私はこの予算には反対する。

全体の市政の中、今、伊東市にとって何が大事なのかという中で、私は給食の無償化などのときに本当に市民の生活が疲弊していると訴えたが、それは大げさではなくて、こんなに短い期間に国が10万円とか3万円とか5万円とか、さらにこの夏、また10万円、非課税世帯に支給するようなことが今までの中であつたか。やっぱりこれは私たちが経験したことのないような経済状態の未曾有の状況があるということではないかと思う。そういう状況に合った市政運営が必要なのではないか。

それは駅前を考えても何を考えてもそうであるが、やはり町なかへ出ればコロナの影響というのは非常に大きくて、飲食店なんかは、このままではどんどんなくなってしまう。観光地なのに店を閉めなければならないような状況も出ている中で、やはり図書館の建設というのも、市民が本当にこれに夢を託せるのかどうかというところでは、私も図書館の建設には、どっちかという賛成してきたが、ここへ来て、こんなに高騰して、こんなにお金がかかるとなると、違う方法でこの目的を達成することができるのではないかとか、もうちょっと時期を考えると必要なのではないかとか、市民から出ていた西小を使えないかということも検討してみる

とか、この図書館建設が遅れる間に障がい者団体と話したり、様々な分館の代わりになるような施策をするとか、別の方法でも図書館の目的を達するための事業はできていくのではないかと考える。

今までの議論の中で、心配なのは、競輪事業が好調でも、それを福祉とか教育に使うことではなくて、この間の答弁のように、やっぱり図書館のための国の補助金は不確かなので積んでおきたい、ためておきたいということもあって、市民の暮らしを助けていくという予算にもこの問題が響いていくのではないかと考えている。ほかのまちでは、ふるさと納税なんかを全て子供の学力を高めるために使っているまちもあるなど、今、自分のまちの課題は何なのか、どこにお金を十分使うべきなのか、全体の中で考えなければいけないのではないかと考えて、この福祉文教委員会の所管部分の予算について反対とする。

○委員長（篠原峰子君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第62号歳出中、本委員会所管部分は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（篠原峰子君）挙手多数である。よって、さよう決定した。

○委員長（篠原峰子君）日程第6、令和6年度における常任福祉文教委員会所管事務調査の継続調査についてを議題とする。

資料配付のため、暫時休憩する。

午後 3時44分休憩

午後 3時45分再開

○委員長（篠原峰子君）休憩前に引き続き、会議を開く。

お諮りする。本委員会においては、1、福祉行政及び介護保険に関する事、2、学校教育行政及び社会教育行政に関する事、3、保健行政に関する事、4、病院事業に関する事、以上4件の所管事務について、令和6年度中継続調査を行うこととし、議長に申出をしたいと思う。これにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（篠原峰子君）ご異議なしと認める。よって、さよう決定した。

○委員長（篠原峰子君）以上をもって日程全部を終了した。

6番 重岡秀子委員は市議第47号及び市議第62号について少数意見を留保するか。

○6番（重岡秀子君）留保する。

○委員長（篠原峰子君）委員会審査報告の案文については正副委員長にご一任願う。

○委員長（篠原峰子君）これにて常任福祉文教委員会を閉会する。

○閉会日時 令和6年3月11日（月）午後3時46分（会議時間4時間16分）

以上の記録を認める。

令和6年3月11日

委員長 篠原峰子